

地域農業の組織化と

農地流動化・集団的土地管理

田 畑 保

一、序

(一)、本稿の課題

(二)、調査地の概要と位置づけ

(三)、集落の農業の組織化と農地流動化の諸類型

(四)、農家諸階層と農地流動化

(一)、専業の上層農家の動向——複合経営・自小作型借地——

(二)、兼業、中下層の動向——恒常的勤務・家族多就業・稲草作——

(三)、農地賃貸借をめぐる階層分化と貸借の特徴

(四)、米生産費と土地純収益・地代

(五)、集団的土地管理と集落・町村

(一)、営農組合の活動と集落における集団的土地利用・土地管理

《ノート》

地域農業の組織化と農地流動化・集団的土地管理

(一)、町村における土地利用規制・調整の仕組み
六、結 び

一、序

(一)、本稿の課題

本稿は「営農主体」特研（高生産性土地利用型営農主体の形成条件及び経営管理方式の解明）に関する特別研究⁽¹⁾のグループによる滋賀県愛東町調査の調査報告の一部であり、愛東町の農業の実態の分析を通じて、地域農業の組織化と農地流動化・集団的土地管理とのかかわりの問題を考察し、地域農業の構造を土地問題の側面から検討することを課題としている。

地域農業の組織化は、本来集落レベルでの組織化（例えば、集落での生産組織の組織化、それによる作業編成・土地利用の組織化・計画化等）と集落をこえた自治体・農協等のレベルでのそれとをふくみ、それらが相互に結びつき、支えあう重層的な構成を示すものである。こうした組織化、特に生産組織等の組織化が専兼ぐるみ、集落ぐるみでなされ、それが兼業農家の農業を支える方向に作用するとき、一般的には集落レベルでの組織化は農地流動化に対して抑制的に作用すると考えられる。しかしそれは担い手のあり様と関連し、担い手が層として存在するとき——突出的な大規模経営の創出には抑制的に作用する

としても——組織化と農地流動化とが併進することもありうるであろう。問題は地域農業を担う主体がどのような形で形成され、存在しているか、ということであろうが、そうした地域農業の再編の問題の脈絡の中で、地域農業の組織化と農地流動化とがどのような関連においてとらえられるのか、こうした問題を地域農業の種々の態様の中において考えてみたいというのが本稿の第一の狙いである。

集团的土地管理も、町村（農業委員会）等での公的管理と集落レベルでの土地管理・集团的土地利用等の取組みが相互に補充しあう重層的な内容をもつものである⁽²⁾。そしてそうした集团的土地管理は、地域農業の組織化の取組みと結びついて展開するとき、より実態的な基盤をもつことになるであろう。特に土地管理が土地利用の高度化をともなうて進むためには利用主体のあり方が問題となる。生産組織等は、個別の利用主体を補充、ないしは自らが利用主体の一部を構成することによってそれを支えたり、あるいは集落での土地利用の計画化や利用権と所有権との調整にかかわってくることもありうる。こうした集团的土地管理の具体的態様を地域農業の組織化との関連においてとらえ、更にそれを支える町村自治体の役割についても考えてみたい、というのが本稿の第二の狙いである。

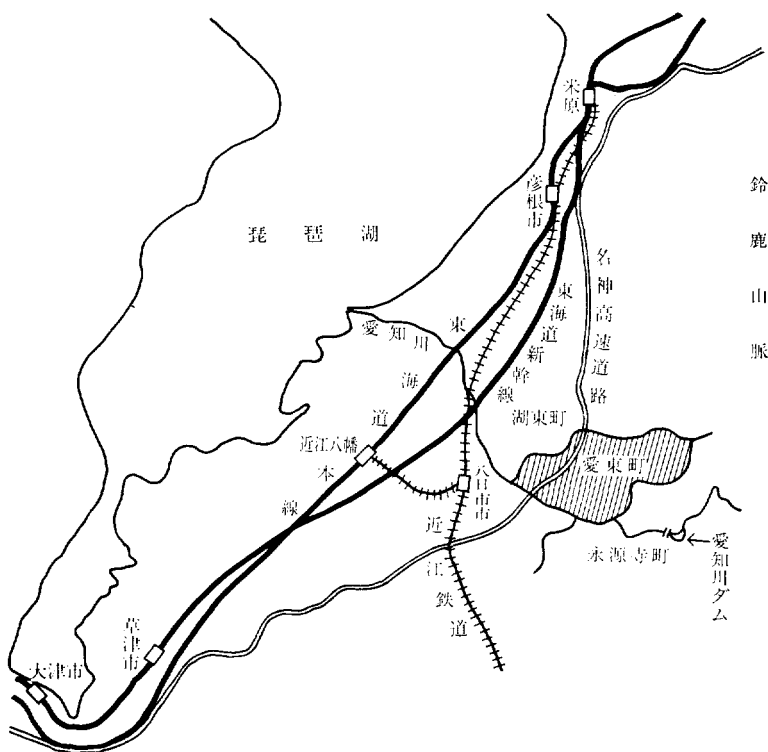
(二) 調査地の概要と位置づけ

(1)、調査地、愛東町は滋賀県の湖東地域に位置して琵琶湖ぞいの平野部と鈴鹿山脈との中間にあり、鈴鹿山脈を背にして西南に展開する扇状形の東高西低の緩傾斜地帯で、南部は鈴鹿山脈から琵琶湖に注ぐ愛知川を境にして八日市市に、東部は永源寺町に、西部は湖東町に接している（第一図）。

総面積四一五五ヘクタールのうち耕地は約千ヘクタールで、そのうち東部は鈴鹿山系に続く緩やかな洪積台地、西部は愛知川の沖積層で、後者は古くから愛知川から直接取水する水田地帯となっていたが、前者の地域は昭和四〇年代後半愛知川の上流に造成されたダムからの用水をえるまでは溜池やポンプ揚水に依存する用水の不安定な地域であった。

年平均気温は摂氏一四・四度で比較的温和であるが、一二月下旬から三月下旬にかけては降雪をみる地域でもある（降雪量は平均三五センチメートル）。

この地域は東海道本線が走る平野部の地域に対してやや周辺部的な立地条件にあり、交通は鉄道の便がなく専ら道路交通に依存している。名神高速道路が町の西北部を走り、これを利用すれば京都まで約一時間、大阪・名古屋までは、一・五〜二時間で達することができる。四〇年代以後の進出企業が多数立地する八日市市や草津市方面へは車で三〇分から一時間で通うこ



第1図 愛東町概要図

とが可能であり、愛東町からこの方面に多数の人が通勤で就業している。

世帯数および人口は、一三二八世帯、五八四五人（昭和五五年）、うち農家は九一九戸、四四三八人で、就業人口比では農業が約三分の一を占めるにすぎなくなっているが、農業が町の基幹産業として位置づけられ、町内での立地企業も少なく、山地以外は農業振興地域とされ、農地の転用も少なく依然純農村的な景観を示している。

この愛東町では、四〇年代後半の愛知川ダムからの通水後、町内全域で圃場整備事業が順次実施され、それを契機としてほとんどの集落で集落ぐるみの営農組合（生産組織）が組織され、さらに水田利用再編対策に対しても大部分の集落で集団転作、ブロックローテーションで対応し、またその取組みの過程で集落・営農組合が作業受託や土地利用の調整にあたり、集団的土地利用・土地管理に向

第1表 主要農業指標の比較

(単位：%)

	都 府 県	近 畿	滋 賀	愛 東
Ⅱ兼恒勤農家割合	44	55	67	66
補助者もない農家割合	32	49	57	50
男子専従者のいる農家割合	29	18	7	15
米の収穫栽培面積割合	60	72	90	82
耕起請合わせ農家割合	18	13	19	60
うち請合わせ先個人の割合	81	83	74	5
生産組織参加農家割合	10	7	12	68
1戸当たり耕地面積(a)	82	55	74	109
2ha以上農家割合	7.3	1.5	3.7	12.6
借入面積割合	5.7	7.2	11.5	7.7
(1) 利用権設定率	2.8	3.2	4.2	7.0
(2) 区画整理面積割合	51	24	41	*(100)
(3) 耕地利用率	104.7	99.1	98.7	111.0

資料：(1), (2), (3) 以外は1980年センサス。

(1) は昭和59年6月現在。

(2) は農水省統計情報部『昭和52年生産環境別耕地面積調査報告書』より。

(3) は昭和58年作物統計。

注. * は昭和60年度圃場整備事業完了時の見込数。

かう動きも生まれてきている。ここでは兼業稲作が支配的になりつつも、一方で営農組合の組織化によって集落の農業全体としての生産力の維持をはかる動きや、そさい、果樹等の部門の導入、育成をはかり、複合化を進めようとする動きなど、町に主導されつつ積極的な農業展開の試みがなされている。

こうした中での愛東町の農業の特徴を、滋賀県の動向と対比して簡単に概括しておけば(第1表)、耕地規模の零細な近畿・滋賀の中で愛東町は比較的規模が大きく、二ヘクタール以上の層も厚いこと、Ⅱ兼農家がいずれも圧倒的な割合を占めるようになっていて、その中で男子専従者のいる農家割合が県平均よりやや高く、そさいや麦・大豆の復活等で耕地利用率も比較的高くなっていること、圃場整備が一巡してその割合が極めて高く、集落ぐるみの営農組合の組織化によって生産組織参加農家割合が際立って高く、そこへの作業受委託の体制が一般化していること、借入面積割合自体はそれほど高くないが、町の積極的な取組みもあって借地のほとんどが利用権設定につながられ、地域農業の組織化の積極的な取組みがそこに反映していることとみられること、などの特徴が指摘できるであろう。

第2表 専兼別・経営耕地規模別農家数の推移（愛東町）

（単位：戸）

			昭35	45	55
総 農 家 数			1,062	1,023	919
専 兼 別	専 業		565	68	52
	I 兼		497	468	91
	II 兼		262	487	776
経 営 耕 地 規 模 別	0.5 ha 未 満		287	291	242
	0.5～ 1		391	293	238
	1 ～ 2		354	369	323
	2 ～ 3		26	62	95
	3 ha 以 上		4	8	21

資料：各年農業センサス。

なお、農家構成の変化の特徴にもふれておけば、第2表に示されているように兼業化は、昭和三〇年代後半からの名神高速道路の建設にともなう湖東地域への進出企業の増加、農外雇用機会の拡大にともなう農外への労働力流出・専業農家の著減、そして四〇年代後半からは近隣市町村での雇用機会の一層の拡大と圃場整備、稲作機械化一貫体系の確立によって兼業化に一層のドライブがかけられ、女子まで、農外就業が一般化し、I 兼の著減・圧倒的なII兼化が進行するという二段階を経て展開している⁽⁴⁾。その過程は後述する滋賀県全体の動向とほぼ同じである。この間耕地規模別構成では二ヘクタール以上がかなりのテンポで増加しており、この層は近畿・滋賀の中では珍しいほどの厚さとなっている。

(2)、以上のような愛東町の農業展開の近畿・滋賀での位置づけと特徴をみるために、最近の近畿・滋賀の農業の動向の特徴を簡単に整理しておくことにしよう。近年の滋賀県農業の動向に関しては、要約的にいえば、労働市場、農家労働力の就業構造における大都市近郊・近畿的タイプへの接近、土地利用面における北陸的な稲単作型農業の展開、この両者が重なったところでの稲単作II兼農家が圧倒的比重をもつ農業構造の形成、等の諸特徴が指摘できるであろう。

高度成長初期の段階までの滋賀県農業は、近畿地域の農業の

第3表 専兼別農家構成の推移の地域比較

(単位: %)

			都 府 県	近 畿	滋 賀	北 陸
昭和35年	専 I II	専	34.5	26.4	35.1	30.0
		兼	38.0	37.3	30.4	42.5
		兼	27.5	36.3	34.5	27.6
45年	専 I II	専	14.6	9.9	5.8	6.1
		兼	33.8	22.9	32.3	39.9
		兼	51.6	67.1	61.9	54.0
60年	専 I II うち恒勤 1戸当たり「主に恒常的 勤務」兼業従事者数(人)	専	13.6	10.2	4.3	5.6
		兼	17.4	10.0	6.7	13.5
		兼	69.1	79.8	88.8	80.9
		兼	51.2	59.6	73.3	63.6
		兼	1.22	1.28	1.64	1.59

資料: 各年農業センサス。

中で最も後進的な構造をもつとされていた。第一次産業の割合が圧倒的に大きく第二次・第三次産業の割合は小さい産業構成・就業構造のもとで、滋賀県内の労働市場は繊維工業中心の女子型労働市場で狭隘であった。そして零細な耕地のもとで集約的な多角・多毛作経営を特徴としていた近畿型農業に対し、滋賀県の農業は高い農家率と「中堅層」の分厚い存在・主観中心の単純な二毛作経営等の特徴とするものとされていたからである。⁵⁾

しかしこうした特徴は高度成長以後大きく変化し、滋賀県農業の位置づけにも一定の変化が生じた。まず労働市場では、名神高速道路・東海道新幹線の建設を契機に昭和三〇年代後半から四〇年代にかけて湖南・湖東地域を中心に金属・機械工業・化学工業関係の工場の新設が進み、県内の労働市場は男子型の内陸重工業中心の労働市場に転換して飛躍的に拡大した。それは京阪神方面への通勤圏の拡大ともあいまって農家労働力の農外就業機会を急激かつ大幅に拡大し、滋賀県の農家の兼業化は他地域を上まわる猛烈な勢いで進行了。第3表にみるように滋賀県は高度成長が始まる前は専業農家割合は都府県平均より高かったが、その後なだれをうって兼業に傾斜し(昭和四〇年代前半までは専業農家の著減、後半以後はI兼農家の著減による圧倒的なII兼化)、現在は兼業最深化地域となっている。

この圧倒的なII兼化の中でも恒常的勤務の第II種兼業農家の

第4表 従業員規模別・勤務年数別恒常勤務者の割合

(単位：%)

		都府県	近畿	滋賀	北陸
恒常勤職員勤務者		42.0	52.3	39.4	33.8
恒常勤賃労働勤務者		57.0	47.7	60.6	65.7
従業員規模別	1～29人	27.3	21.9	20.0	31.7
	30～99	21.4	29.8	20.3	25.1
	100～299	12.4	12.3	15.9	13.0
	300人以上	22.4	26.3	30.2	16.9
	官公庁	15.6	19.8	13.5	12.8
勤務年数別	5年未満	35.8	30.9	31.1	32.4
	5～10	22.6	20.6	23.1	24.0
	10～15	18.1	18.0	18.4	19.9
	15～20	9.2	11.1	11.5	9.9
	20年以上	13.4	18.7	15.9	13.4

資料：農水省統計情報部『昭和59年農業調査結果報告書』。

割合が際立って高いのが滋賀の特徴であるが、農水省統計情報部『昭和五十九年農業調査結果報告書』によると、この恒常勤務者の従業員規模別・勤務年数別の構成では、第4表のように都府県・北陸と対比して滋賀は従業員規模の大きいところに勤務する割合が高く、勤務年数も長く、近畿の型に近接していることがうかがえる。

それとともに賃金水準も全国的な賃金上昇率を大きく上まわって上昇し、かつての低賃金県から相対的に高賃金の県に推転した。例えば、労働省『毎月勤労統計』でみると、三〇人規模以上の一人平均月間現金給与額の昭和三五年から五八年の間の上昇率は、滋賀では全国平均の一二・二倍を大幅に上まわり、一四・五倍で、全国第二位の上昇率を示し、その結果、現金給与額の水準は三五年の全国第四〇位から五八年の第一位へ上昇している。農水省統計情報部『農家経済調査』による一日当たり恒常勤賃労働賃金をみても、第5表に示されているように、昭和三五年時点では滋賀は東北をかなり下まわる低い水準であったが、五八年には東北・北陸を上まわり、近畿・東海の水準にかなり接近しつつある。

以上のように労働市場・農家労働力の就業構造の面においては、滋賀は大都市近郊・近畿のタイプにかなり近くなっていることが確認できよう。

第5表 1日(8時間)当たり恒常的賃労働賃

		昭35	58
近畿		681円(100)	10,289円(100)
東北	海	589 (86)	10,568 (103)
北陸		514 (75)	8,304 (81)
東北		469 (69)	7,358 (72)
滋賀		416 (61)	9,585 (93)

資料：農水省統計情報部『農家経済調査』。

の六二％は勿論、北陸の八七％をも上まわっている(一九八〇年センサス)。土地利用・経営組織面では北陸以上に稲単作的になってきているのである。

以上のような労働市場と土地利用面での特質が重なり、両者が相互促進的に作用する中で、稲単作Ⅱ兼農家が圧倒的な比重をもつ農業構造が形成されてきている。耕地規模(規模別農家割合、二ヘクタール以上層の割合等)では従来より近畿と北陸

土地利用・経営組織の面についてみると、九一％という

全国でも極めて高い水田率のもとで、作目構成ではかつてはかなり高い割合を占めていた麦・菜種・れんげ等の裏作が兼業の深化とともに衰退して稲に集中し(作付・収穫のべ面積に占める稲の割合は五七年で近畿の五七％に対し滋賀は七三％で北陸とほぼ同水準)、農業経営組織面でも農産物販売農家中の稲単一経営の割合は九三％を占め、近畿

との中間に位置しているが、借地面積割合は、一二・六％であり、石

川県に次いで全国第二位、九州・北陸の諸県等とともに借地割合が最も高い地域となっており(農水省統計情報部『一九八五年農業センサス農業事業体調査結果の概要』)、利用権設定率も上位県に属している。このことに関連して注目しておきたいのは、第6表にみるように経営耕地に差引き増減のあった農家割合が滋賀では極めて高く現われていることである。この割合は増加農家についても減少農

第6表 経営耕地に差引き増減のあった農家の割合

(単位：％)

	差引き増加した農家数割合				差引き減小した農家数割合			
	昭 56	57	58	59	昭 56	57	58	59
都 府 県	3.9	3.9	3.9	3.5	9.5	9.4	8.2	7.9
近 畿	3.4	4.0	2.9	3.0	6.9	8.2	7.3	6.8
北 陸	4.8	5.8	5.9	5.3	8.5	10.2	8.4	7.4
滋 賀	7.8	7.3	6.4	6.6	11.1	10.3	9.7	10.5

注(1) 農水省統計情報部『農業調査』より。

(2) 差引き増減のあった農家数の総農家数に対する割合である。

第7表 農機具保有・稲作業請負わせ状況等の地域比較

(単位: 台, %)

		東北	北陸	東海	近畿	滋賀	山陽
農家100戸当たり保有台数	15PS以上トラクター	37	29	17	24	35	18
	動力田植機	53	54	40	53	70	50
	自脱型コンバイン	22	46	20	33	63	27
生産組織参加農家割合		17	15	7	8	17	5
耕起請負わせ農家割合		24	18	22	13	17	10
稲刈・脱穀請負わせ農家割合		28	22	24	18	17	16
稲刈・脱穀を請負わせた主な相手先	主に農家	83	75	55	66	83	74
	主に受託組織	12	18	15	9	12	7
	主に農協	3	4	16	17	4	10
	主に請負業者	2	3	14	8	1	9

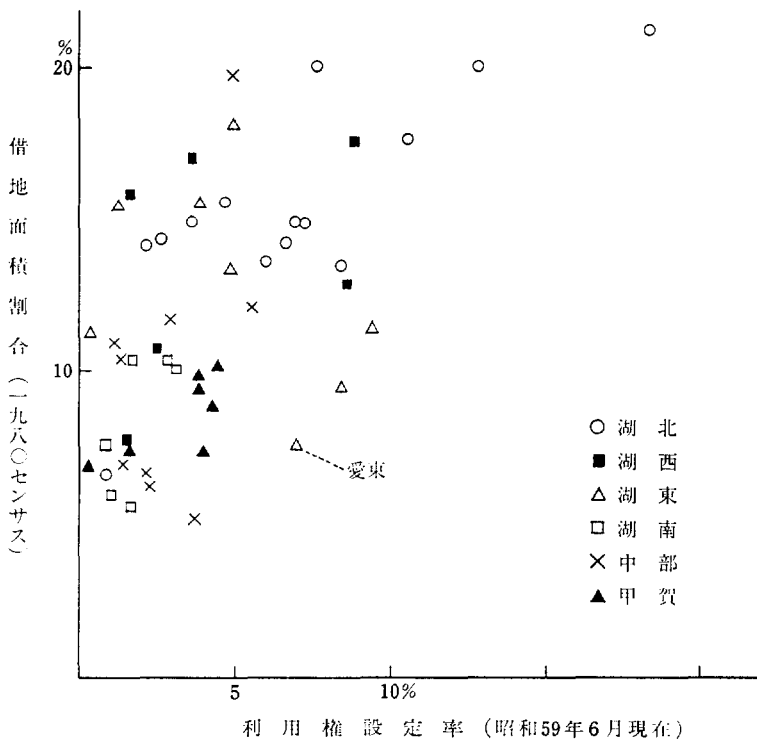
資料: 農水省統計情報部『1985年農業センサス農業事業体調査結果の概要』。

家についても、低割合の近畿は勿論、北陸をかなり上まわっている。このことは各戸の経営耕地の変動性が大きいということ、ひいては階層構成が相対的に変動的であることを示しているものといえよう。稲単作兼業のもとで借地面積割合が高いのも恐らくこのことと関連しているのであろう。

なお、近畿は山陽等とともに零細な規模にもかかわらず相対的に規模の大きい東北・北陸に並ぶほどの農業機械の導入によって過剰投資傾向にあり、そのためもあって作業受委託の展開が低位で生産組織への参加等あまり多くない(第7表)。総兼業化の状況のもとでの担い手の弱体化、個別的な機械化対応の一般化、それにとまなう稲作の高コスト化等として指摘されている問題である。

その中で滋賀は農業機械の過剰導入傾向はより一層顕著であるものの、作業受委託の展開はかなりみられ、生産組織への参加は東北・北陸とはほぼ同じ程度で進んでいるのが注目される点である(受託組織への作業請負わせも比較的多い)。この点では滋賀は、稲作を基盤にして平場で基盤整備がかなり進んでいることも手伝って、近畿よりもむしろ東北・北陸の稲単作地帯に近い展開を示している地域としてとらえることができるようである。

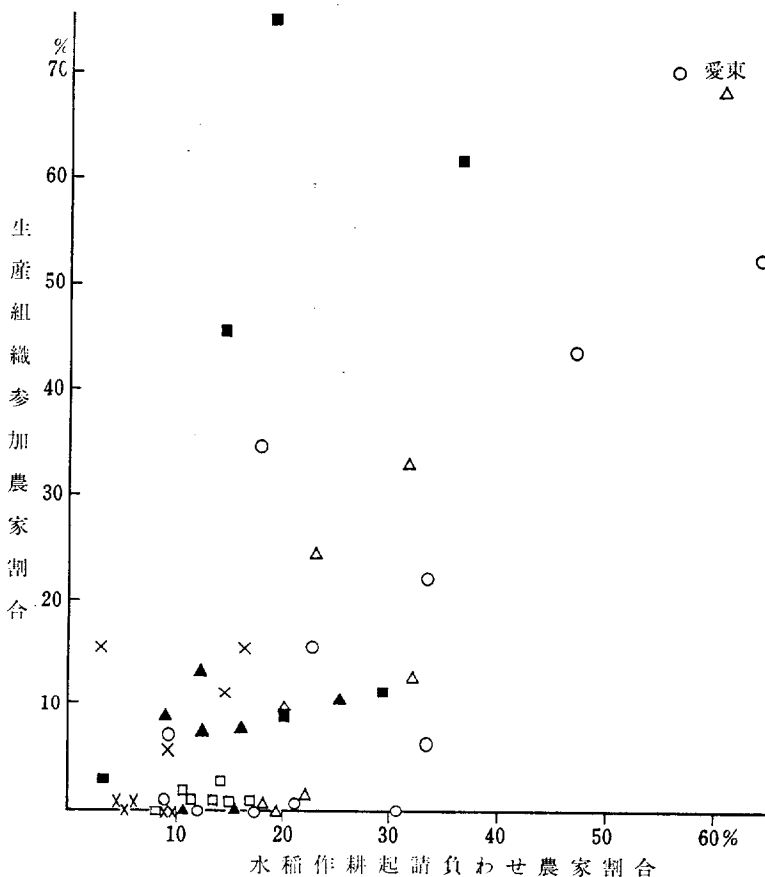
(3)、次に滋賀県内の地域性に目を転ずれば、以上の諸特徴の



第2図 市町村別借地面積割合と利用権設定率（滋賀県）

うち、近畿的特徴は湖南・湖東地域で、北陸的な特徴は湖北地域や湖東、湖西の一部地域により強くあらわれている。例えば、Ⅱ兼農家率、なかでも雇用兼業農家率は湖南・湖東でとくに高くて湖北・湖西ではやや低めであり、他方米への特化・単作化傾向は湖北地域でより強くなっている（以上一九八〇年センサス結果）。

さきにみたように滋賀県全体としてもかなり顕著な借地の展開については、次の第二図のように、概していうならば湖北の市町村で借地面積割合が高いと同時に利用権設定率も非常に高い（利用権設定率はこの他湖西・湖東の一部の市町村でも高い）。これに対し中部・甲賀もよく湖南地域の市町村は借地面積割合は低く、とくに利用権設定率は低位であり、借地の進展の仕方には大きな地域差が生じている。生産組織への参加と作業受委託の展開の状況をみると（第三図）、



第3図 市町村別生産組織参加農家割合と作業請任せ農家割合（滋賀県）
資料：「1980センサス」。

全体としては低位な中で市町村間のバラつきが大きい。これも概していうならば湖北・湖東地域の一部市町村で生産組織参加農家割合と耕起請任せ農家割合がともに高くなっている。生産組織が普及しているところでは作業受委託も進んでいるのである。これに対し湖南地域をはじめ他の市町村では生産組織参加農家割合は低く、受委託も進んでいない。農機具の過剰導入と担い手の弱体化がその要因である。さきにみた農機具の過剰導入・受委託未展開といった諸特徴はこれらの地域でより強くあらわれている。

以上のような地域性を示

しつつ、湖北地域や湖東・湖西の一部市町村では生産組織の参加農家割合の高さが作業受委託の展開と結びつき、更には利用権設定率、借地面積割合の高さとも結びついている。滋賀県における地域農業の組織化・再編の取組みがこれらの市町村を中心に進められていることの反映であろう。我々が調査対象とした愛東町は湖東地域にあるが、こうした動きの一つの頂点に立つ市町村であり、滋賀県における土地利用型農業の展開の可能性を探る上で貴重な素材を提供してくれる事例である。

注(1) この調査の全体の調査報告については、特別研究

「高生産性土地利用型営農主体の形成条件及び経営管理方式の解明」研究資料第一号『地域農業の構造と再編方向(1)——滋賀県愛東町実態調査報告——』(農業総合研究所、昭和六一年) 参照。

- (2) 田代洋一「農地の公的管理と流動化」(『土地と農業』No.15、全国農地保有合理化協会)、宇佐美繁「集團的土地利用・土地管理主体論によせて」(『特別研究日本農業の構造と展開方向』研究資料第11号「経営複合化と土地管理主体」、農業総合研究所、昭和五八年)、磯辺俊彦「集團的土地管理の論点整理」(『農用地の集團の利用(2)』、農政調査委員会、昭和五七年) 参照。
- (3) 以上の点について詳しくは宇野忠義「課題と構成」(前掲『地域農業の構造と再編方向(1)』) 参照。

- (4) 松久勉「愛東町における就業構造の変化」(同右書所収)。

- (5) 奥地正「工業化と農業構造の変貌過程——滋賀県農業の場合——」(井上晴丸編『近畿型農業の発展条件に関する研究——労働市場との関係を中心として——』、昭和三七年度農林水産業特別試験研究費補助金による研究報告書)。なお、近畿型農業の特徴に関しては、同書の他、最近のものとしては、御園喜博編著『都市化のなかの農業再建』(講座 日本社会と農業 5、日本経済評論社、昭和六〇年) 第一編参照。

- (6) かつて滋賀農業を、前述したように特徴づけ、近畿型農業との異質性・東北型農業の特質との同一性において近畿型農業の極北にあるとした前掲奥地論文に対し、現段階の滋賀農業について小池恒男氏は、「東北・北陸・近畿・東海の特質をあわせもっている」としている(小池『集團的土地利用形成の条件』、農林統計協会 昭和五八年、一四頁)。我々としては、歴史的條件として経営規模・階層構成等では近畿と北陸との中間的なところがあり、そのもとで近年における労働市場・農家労働力の就業構造面での近畿のタイプへの接近と、土地利用面での北陸のタイプとが重なったところにある現在の滋賀農業の特質が位置づけられるのではないかと考えている。

(7)

滋賀県でこのように借地面積割合が高いのは何故か、この点については必ずしも確定的な答えを用意することはできない。滋賀県は戦前は中小零細地主の地域で、したがって農地改革も不徹底で残存小作地率も昭和二十四年で一七・六%と高かった(『滋賀県史』第三卷農林篇)。その影響もあり借入面積率はその後も四〇年一〇・四%、四五年一一・五%、五〇年一〇・二%、五五年一一・五%と一貫して高い。高い残存小作地率が借地面積割合の高さの一つの重要な要因ではあるが、それが総ての要因あるいは主要な要因というわけではない。こうした残存小作地は圃場整備等を契機に解消していく傾向があるからである。事実、一九八〇年センサス事後調査結果によると、滋賀では水田の借入地のうち農地改革前のものが二六%、昭和四五年以後のものが四五%で、前者は近畿平均、都府県平均よりも低い。滋賀でも現在の借入地の主流は兼業化・Ⅱ兼化が深化した過程で生じたものとしてとらえられるであろう。

特にここで注目されるのは湖北地域での借地面積割合の高さである。ここは歴史的条件としても地理的・気象的条件としても北陸の石川・福井にかなり近いが、この石川・福井での借地率の高さの要因に関しては中野氏が、高い残存小作地率という歴史的条件とともに機業兼業の広範な展開という経済的条件をあげている

(中野一新「現代の土地問題と農地の所有・利用構造」、京都府農地行政史編纂委員会『京都府における農地政策の展開と土地問題』法律文化社、昭和五七年)。なお、この湖北地域は、利用権設定率が際立って高いが、県庁での聞き取りでは、その要因として町の推進体制とともに農地改革アレルギーの少なさ、離作料慣行が存在しないことがあげられていた。そうした下地の上に重工業関係の企業立地による農外雇用機会、通勤兼業機会の拡大が加わり賃貸借の増加を促進したのではないかと考えられる。

二、集落の農業の組織化と農地流動化の諸類型

(一) 愛東町の農業は、前節でもふれたように滋賀県内における周辺部的な社会経済的立地条件の特徴もあって、Ⅱ兼化はかなりの深度に達しているものの、二ヘクタール以上の上層の割合やその増加テンポ、耕地利用率の回復の度合や複合化・稲単作からの脱却の度合等において県平均の水準をかなり上まわっており、その意味ではなお農業展開的な要素を残している。そしてそれは、全町にわたる圃場整備の推進と集落ぐるみの営農組合の組織化、稲単作からの脱却のための野菜団地、果樹団地の育成、水田利用再編対策等での土地利用の調整・組織化への取り組み等、農業立町を基本とした積極的な町の農業振興施策の

の 構 成 (愛東町)

0.5 ha 未満農 家割合 (%)	借入面 積割合 (%)	利用権 設定面 積割合 (%)	生産組 織参加 農家割 合 (%)	生産組 織による 耕起面 積割合 (%)	乗用ト ラクター (台) 個人一 組有	自脱型 コンバ イン (台) 個人一 組有	転 作		備 考 ()内は畜産農家数
							ブロッ クロー ンテ ンシ ョ ン入 年次	作業分 担 A・B ・C	
7	4	1	92	168	2—6	44—1	—	C	飼料作転作(6戸)
20	5	10	112	130	4—6	2—12	55年	C	ス
7	9	10	102	82	12—4	39—3	—	—	—
29	17	4	103	40	23—1	17—1	—	C	飼料作転作(3戸)
5	6	3	95	185	2—5	7—5	55	A	—
29	11	14	97	184	0—8	22—18	54	A	—
26	14	13	79	16	7—2	3—4	—	C	飼料作転作(1戸)
15	1	7	115	137	19—4	30—5	55	A	—
16	10	16	81	7	46—3	46—3	55	A	11ha借地型稲作農家
40	8	3	—	—	—	—	59	C	(1戸)
22	13	19	115	26	13—2	14—1	55	B	(1戸)
27	19	20	100	126	3—3	5—3	55	A	—
24	6	12	108	97	7—3	17—4	55	B	12ha借地型稲作農家
31	3	4	104	97	5—4	9—5	56	—	(2戸)
23	6	7	97	93	3—2	21—1	55	B	—
27	5	13	85	152	12—2	17—1	55	B	(1戸)
46	1	—	—	—	—	—	—	C	—
38	10	6	86	32	1—1	1—1	56	B	—
45	6	6	95	81	9—2	14—1	55	B	(2戸)
46	4	7	92	70	17—3	37—2	55	A	(3戸)
71	4	—	—	—	—	—	—	—	—
19	8.6	—	—	—	—	—	—	—	—
34	6.2	—	—	—	—	—	—	—	—
26	7.7	—	—	—	—	—	—	—	—

より。

他は1980年センサス農業集落カードより。
き、麦地すき、大豆地すきの合計面積の割合。

再編方向(I)J)の第1表と一致させている

第8表 集 落 別 の 農 業

集落番号	農家 戸数	1戸当 たり耕 地面積 (a)	2ha以 上農家 割合 (%)	1戸当 たり販 売額 (万円)	300万 円以上 販売農 家割合 (%)	非稲単 一経営 農家割 合 (%)	*第一種 専業+ I兼農 農家割 合 (%)	専従者 がいる 農家割 合 (%)	恒勤者 がいる 兼業農 家割合 (%)	自営兼 業農家 割合 (%)	農家林 業割合 (%)
(A)	59	170	36	250	20	27	37	48	71	10	14
(H)	58	149	28	224	26	29	34	35	62	12	-
(B)	46	157	28	176	13	26	24	17	67	4	15
(J)	35	123	14	235	17	49	26	14	74	11	-
(E)	42	169	29	194	5	71	43	71	76	10	50
(I)	86	117	19	137	10	36	12	10	70	14	5
(1)○	19	123	21	181	16	11	32	16	79	16	19
(2)○	40	123	13	89	-	5	10	10	85	3	4
(O)	77	121	5	147	4	8	4	4	74	12	58
(3)○	48	94	15	116	10	8	4	13	81	4	10
(4)○	27	108	7	110	-	4	7	22	85	7	24
(F)	41	90	2	98	2	20	7	15	68	15	41
(G)○	38	100	11	105	5	8	11	5	78	13	10
(D)○	48	89	2	62	-	6	2	8	52	15	53
(C)○	39	86	3	75	-	3	3	15	72	28	69
(5)○	26	77	-	60	-	-	4	-	80	8	44
(6)○	24	71	-	68	-	4	8	4	63	21	-
(7)○	42	63	-	70	-	-	5	2	76	19	58
(8)○	38	78	11	48	3	13	11	16	74	16	31
(9)○	72	63	-	46	1	4	6	4	74	14	50
(10)○	14	34	-	30	-	21	-	14	43	36	-
西 小 椋		132	19		12	30	21	24	70	12	28
角 井		86	6		3	6	7	10	74	14	47
愛東町平均		109	13		7	18	14	17	72	13	37

- 注(1) 生産組織の実績については町役場資料より(昭59実績)、転作についても町役場資料
生産組織参加農家割合は、1980年センサス農家戸数に対する組合員数の割合、その
(2) 生産組織による耕起面積割合は、料金の賦課対象面積に対する水稻の秋すき、春す
(3) ○印が旧角井地区、ないのが旧小椋地区の集落。
(4) 集落番号は相川良彦「生産組織の構造と集落の社会関係」(前掲『地域農業の構造と
(5) *は男子生産年齢人口がいる専業農家。
(6) A—肥培管理は個人、耕起・播種・収穫は営農組合受託。
B—播種管理は栽培ごよみによる協定作業、耕起・収穫は営農組合受託。
C—全作業が個人。

展開に支えられてきたところも大きい。⁽⁸⁾

愛東町は農業展開の自然的・歴史的条件の異なった二つの旧村から成っている。⁽⁹⁾一つは、愛知川ぞいの沖積土をかかえた地域に立地し、経営規模も大きく、基盤整備・営農組合の組織化の時期も四〇年代後半と早く、複合化への取組みも進んでいる旧西小椋村の地域である。もう一つは、洪積層に立地し、かつては不安定な水利条件のもとにあった地域で、鈴鹿山脈が東側背後に迫り、山林・林業との結びつきが深く、経営規模は小さく、基盤整備・営農組合の組織化も遅れ（五〇年代に入ってから）、稲単作からの脱却もまだあまり進んでいない旧角井村の地域である。

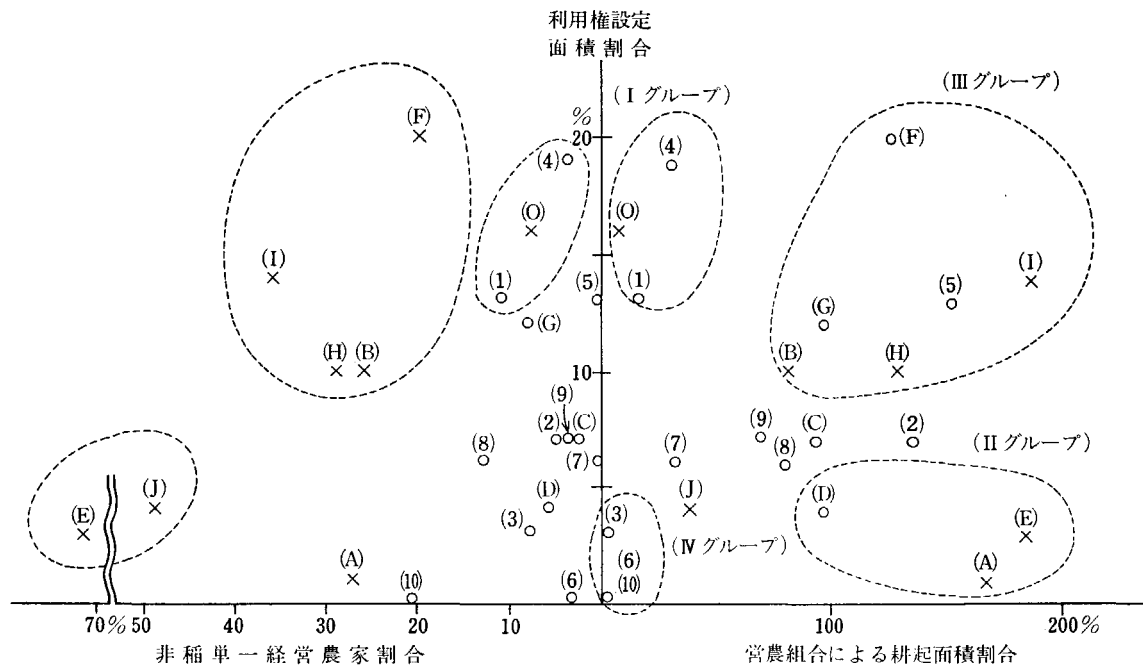
こうした両地域の自然的・歴史的条件の差ともあいまって、さきにふれた町の農業振興施策の展開に誘導された農業の組織化という方向では、大きく共通しつつも、各集落毎の農業は第8表に示されるように多様であり、営農組合による組織化の度合や担い手のあり方、あるいは借地化の度合やタイプ等からみてかなり対照的な農業展開がみられる。

そこでこうした多様性を示す集落毎の農業を、地域農業の組織化のあり方やその度合、あるいは農地流動化・借地化の度合、農業の担い手のあり方やその形成の度合、稲単作からの脱却、経営の複合化の度合等に着眼しながらいくつかの対照的な類型

をとり出し、その特徴をみてみることにしよう。⁽¹⁰⁾そのためにさきの第8表から、借地展開の指標として利用権設定面積割合、営農組合による組織化の指標として営農組合による耕起面積割合、更に稲単作からの脱却・複合化の指標として非稲単一経営農家割合をとって平面上にドットしてみたのが第四図である。

まず図の右側、タテ軸の借地の展開度合でみると、利用権設定面積割合が五%未満で借地未展開型の集落がある一方、一〇～二〇%と高い利用権設定面積割合を示し借地がかなり展開している集落も多数存在している。更にこれにヨコ軸の営農組合による耕起面積割合とも関連させると、前者の借地未展開型は更に、A集落、E集落、D集落のように営農組合による耕地面積割合が高く、この面では営農組合の果たす役割が大きいIIグループの集落と、③集落、⑥集落、⑩集落のようにそれが全く進んでいないIVグループの集落とに分かれている。同様に借地が展開している集落も、F集落、G集落、H集落、I集落、⑤集落のように営農組合による耕起面積割合が極めて高いIIIグループの集落と、O集落、①集落、④集落のようにそれが非常に低いIグループの集落とに分かれている。

一般的には兼業農家もふくめた集落ぐるみの生産組織の組織化、そしてそれが兼業層の農業を支える役割を果たしているようなところでは、地域農業の組織化は借地の拡大に対して抑制



第4図 集落の農業における借地展開・組織化・複合化の状況

資料：第8表に同じ。

的に作用し、そうした兼業層の農業を支えるしくみのないところでは、借地化が進展しやすいと考えられる。そうした点でさきの営農組合による耕起面積割合が低くて利用権設定面積割合の高いIグループの集落と、逆に営農組合による耕起面積割合が高くて利用権設定面積割合の低いIIグループの集落とは相互に対極に位置するタイプであるといえよう。つまり、ここでは営農組合が集落の農業をどの程度支えているかが、階層分解、借地化の進展のあり方の差異と強く関係しているように思われるのである。

と同時にもう一つ注目されるのは、両者がともに低位なIVグループのような集落が存在する一方で、営農組合による耕起面積割合も利用権設定面積割合ともに高いIIIグループのような集落が存在していることである。ここではさきに指摘した一般的な傾向とは異なって、地域農業の組織化と借地展開とが必ずしも排除しあう関係にはないかにみえるからである。さきのIIグループとの対比では、営農組合のあり方、その集団の構成、担い手のあり方の差異が背景に存在するように思われる。

次に第四図の左側のヨコ軸の、稲単作からの脱却・複合化の指標としての非稲単一経営農家割合に着目すると、さきのIグループ、IVグループをはじめ過半の集落は非稲単一経営農家割合が一〇%前後ないしはそれ以下で、稲単作的であるが、IIIグ

ループの集落では概してこの割合が高く、稲単作から脱却している層の存在がうかがわれ、IIグループの集落の中にもE集落のようにこれが極めて高い割合を示す集落も存在している。

この稲単作からの脱却・複合化に関しては、非稲単一経営農家割合と第8表の一戸当たり耕地面積や販売額をつなげてみれば分かるように一戸当たり経営規模・販売額が大きい集落で概して稲単作からの脱却・複合化が進んでいることをうかがうことができよう。それは、経営規模の大きい専業的上層の存在如何、その経営形態如何にかかっている。つまり、中下層のII兼農家層はほとんどが稲単作であるのに対し、上層の専業的農家層にあつては稲単作では一〇ヘクタール、一五ヘクタールといった大経営でなければ専業たりえず、農業専従的であるためには稲以外の作目の導入、集約化、複合化が不可欠だからである。A集落、E集落、H集落、I集落、J集落等では上層の経営に施設野菜や露地野菜、果樹や畜産等がかなり入っており、それが集落の農業の稲単作からの脱却をリードしているのである。

なお、第8表にも示されているように兼業化の面においては集落間に際立った差異はみられない。農外での就業機会の差はあまりないといえよう。集落の農業のタイプの差には、主として農業展開の自然的・歴史的條件の差、上層農家の形成如何とその存在形態および集落のあり様が関連しているとみられる。

第9表 事例集落の農業と営農組合の概要

				I グループ	II グループ	
				O 集 落	D 集 落	E 集 落
総 集 落 の 農 家 構 成	戸 数			98	60	48
	農 家 戸 数			77	48	42
	II 兼 農 家			73	47	24
	男子専従者のいる農家			3	4	30
	2 ha 以上 農 家			4	1	12
	(準 単 一 經 営) (複 合 經 営)			3	1	30
営 農 組 合 の 概 要	組 合 員 数			62	51	44
	水 稻 作 付 面 積			84	37	42
	営農組合が 行う面積 (ha) (稲作)	秋 すき		-	17.5	32
		荒 すき		5.5	19.4	39
		代 かき		5.5	19.4	39
		刈 取 り		1.5	24.4	31
		脱 穀				
	オ ペ ー ナ ー (人)			40	31	36
	うち 恒 常 的 勤 務 者			?	31	34

以上検討してきたところからいくつかの対照的なタイプをやや強調してとり出せば、一方の極のタイプとしては、集落ぐるみの営農組合がII兼農家もふくめた集落の各農家の農業を支え、それを維持する方向に機能し、したがって農地の流動化・借地化が進まない集団型で借地未展開のIIグループのようなタイプの集落が指摘されよう。これにはオールII兼農家で稲単作、つまりII兼農家によって営農組合の活動が担われ、それがII兼農家の兼業稲作の維持に機能しているD集落のようなタイプと、耕地規模が比較的大きく、農業専従者のいる農家の割合も高く複合化に向かう農家の割合も高いE集落のようなタイプの集落とがふくまれている。

この対極にあるのがオールII兼的状态のもとで、稲単作的で、営農組合の活動、そのII兼の農業維持作用も弱くて、II兼層が農業離脱、貸付化に向かう動きの強い、借地展開的なIグループのようなタイプの集落である。その典型例としてはO集落をあげることができる。

この両極のタイプに対してIIIグループの集落は借地展開的であると同時に営農組合も比較的良好機能しており、また概して上層が層をなし稲単作からの脱却・複合化の動きもみられるタイプである。このタイプの典型例としては、

次節以下で詳しく検討する予定のⅠ集落やⅡ集落をあげることでできるであろう。

(二) 次に以上に整理した対照的なタイプの集落に関し典型的な集落の事例をとりあげて、その内容、特徴点をもう少したらいってみてみることにしよう。

(1) D集落の場合——Ⅱグループ、Ⅱ兼恒勤農家を担い手とする営農組合と、その兼業稲作維持の役割。

この集落は第9表に概要が示されているように稲単作のオールⅡ兼農家集落といつてよい（しかも恒常的勤務の兼業従事者は一戸平均男子一人、女子〇・五人にのぼる）。この集落で特筆されるのは、こうしたオールⅡ兼恒勤的状况のもと

でも集落ぐるみ営農組合（五二年結成）が恒勤のⅡ兼農家自身によって担われていることである。第9表にあるように五一戸中オペレーターは三人おり、しかもその総てが恒常的勤務者である。営農組合の役員はほとんどが三〇歳代の若い人達で、オペレーターも二〇歳代、三〇歳代の若い人達が主体である。

若い基幹的農従者はいないが、若い恒常的勤務者ならおり、その部分が営農組合のオペレーターとしてきちんと組織され、役員層もそこから生み出されているのである。

営農組合の作業の概要を第10表に示しておいたが、これらの作業を編成するため、役員が各オペレーターの勤務の事情も考

第10表 D集落営農組合の作業の概要
(昭和58年)

4月11日	荒鋤開始
17日	〃 終了
25日	代かき開始
5月8日	〃 終了
6月15日	麦刈開始
22日	〃 終了
7月1日	大豆まき開始
9月8日	一般、種子稲刈開始
10月15日	一般稲刈終了
23日	種子 〃
11月12日	麦播種開始
15日	〃 終了
23日	ケイカル散布開始
26日	〃 終了
12月3日	秋鋤開始
10日	〃 終了

資料：D集落営農組合総会資料より。

慮しつつ出役の日程をくみ、調整する。役員にとつてはそれがなかなか大変な作業らしいが、出役の日時を指示されたオペレーターはそれを最大限優先し、ときには休暇をとるなどして対応する（特に春作業のとき）。

この営農組合の作業によって集落の田の耕起、代かきの約二分の一、刈取り、脱穀の三分の二がカバーされている。ここでは、農用地利用改善団体が設立され（五八年）、そこでつくられた「農用地利用規程」では転作の団地化、農作業の営農組合への委託による効率化等がうたわれているが、転作はブロックローテーション方式の集団転作が行なわれ、その作業（麦―播種、

收穫、大豆―播種）も営農組合によって担われている。

こうしてオールII兼的状态のもと集落ぐるみで組織されたこの営農組合は恒勤のII兼農家によって担われ、営農組合が集落の農作業の主要部分をカバーし、営農組合によってII兼農家の兼業稲作が支えられ、維持されている。したがってここでは兼業農家の貸付け、農地賃貸借はあまり進んでおらず、借地によって規模を拡大する動きもあまりない。当面この営農組合が維持され、機能している限り農地流動化・賃貸借はあまり進まないものと思われる。

(2) E集落の場合――IIグループ

E集落の農家構成は第9表にあるようにD集落の場合とは大きく異なる。農業のウエートの高い農家が半数前後の比率で存在し、稲作が主体ではあるが、ぶどう、野菜、茶等もかなりあって準単一経営・複合経営が四分の三を占め、稲単作からの脱却が最も進んでいる集落である。ここでも営農組合が全戸参加で組織されているが、この営農組合が集落の農作業の大部分を担っているのが大きな特徴である。稲作の作業は第9表にあるように田植えを除き、耕起・代かきのほとんど、刈取り・脱穀の四分の三を営農組合で行っており、集団転作での大豆（耕起・播種、七ヘクタール）や麦（播種・刈取り・脱穀、一三・七ヘクタール）の作業も営農組合が担当している。

営農組合の作業は各戸から均等に出役する男子オペレーターによって行なわれる。オペレーターに出役しているのは四二戸中三六戸で、出役していないのは僅か六戸だけである。オペレーターは年齢構成を見ると二〇歳代以下七人、三〇歳代二三人、四〇歳以上六人という構成で三〇歳代を中心とする若いオペレーター群が形成されている。各作業は、トラクター五台、自脱型コンバイン五台という機械の台数にあわせて五名ずつの班が組まれ、それが一つの単位となって編成されている。集落ぐるみ、専兼ぐるみの組織でありながら、こうした営農組合の作業編成や運営の体制は極めて強固であり、かつ堅実であるが、その基盤に強固な集落結合と集落機能が働いている点があることは軽視できない。⁽¹⁾

ともあれ、こうした営農組合の取組みによってこの集落の農業、とくに稲作が支えられ、兼業農家の農業も維持される一方、專業的方向を志向する部分はぶどう等の複合的部門の導入、拡大に向かっている。したがってここでも借地の展開、農地賃貸借を通ずる分解の動きは弱い。

以上、IIグループの二つの事例、特にD集落の事例は、オールII兼化という状況のもとで、したがってまた專業的な農家の担い手が存在しない状況のもとでもなお、II兼恒勤農家自らが生産組織を担うことによって、集落全体の農業を支え、その生

第11表 借地型稲作大経営の概要

		A 農家 (O集落)	B 農家 (G集落)
主 営 主 勞 働 力 { 妻 計 田 う ち 借 入 地 園 果 樹 借 入 地 の 状 況 (a) { 借 入 年 次 { 借 入 先 { 主 な 作 付 { 作 目 (a) { 水 稲 麦 豆 梨		37歳	43歳
		37	37
		1,119	1,270
		1,113	1,210
		931	930
		-	60
		277	120
		585	710
		15人	4人
		-	8人
主 営 主 勞 働 力 { 妻 計 田 う ち 借 入 地 園 果 樹 借 入 地 の 状 況 (a) { 借 入 年 次 { 借 入 先 { 主 な 作 付 { 作 目 (a) { 水 稲 麦 豆 梨		-	6人
		847	1,060
		266	150
		-	300
主 営 主 勞 働 力 { 妻 計 田 う ち 借 入 地 園 果 樹 借 入 地 の 状 況 (a) { 借 入 年 次 { 借 入 先 { 主 な 作 付 { 作 目 (a) { 水 稲 麦 豆 梨		-	60
		-	60

資料：農家調査より。

注. 借入年次別面積は確認できた部分のみ記したので借入地面積計とは一致しない。なお、B農家はその他3～4haの期間借地がある。またA農家およびB農家の集落内・集落外の借入先は利用権設定の関係のみ。

家・専従者のいない農家である。この営農組合は一応八割の農家の参加をえて組織されている形になっているが、作業の実施状況からもうかがわれるようにほとんど活動していない状況にある。もつとも、五五年頃には三八ヘクタールの耕起請負わせが記録されているから、当時はまだ営農組合がかなり機能しており、その後現在のようになったと思われる。

ここで注目されるのは、営農組合がこうした状態になったことと裏腹の関係と思われるが、最近農地賃貸借が増加しその中から第11表に示したA農家のような借地大経営が形成されていることである。O集落での利用権設定は五九年末で設定面積一四・三ヘクタール、設定率一五・四％で年次別には初年度の五四年七・四ヘクタール、五五～五六年二・九ヘクタール、五七年以後三・五ヘクタールで、そのうちA農家が四〇％強を占め、特に五七年以後はほとんどがA農家に集中している。

このA農家の現在三七歳の経営主は、高卒後商店に勤務していたII兼農家であったが、四九年の圃場整備でサラリーマンが農業専業かの決断を迫られ農業を選択し、自作地一・六ヘクタ

産力をそれなりに高い水準で維持している事例として、兼業深化で個別農家の担い手がなかなか育ち難い状況にある近畿等の近郊、平場地域にとっては注目すべき事例であるといえよう。

(3) O集落の場合——Iグループ、営農組合の衰退のもとでの突出的借地大経営の形成

この集落は戸数規模は大きいが稲単作的でほとんどがII兼農

ールに借地を加えて五二年に四ヘクタール経営となった。そして五五年以後に更に借地を大幅に増加させて一挙に一一ヘクタールの借地大経営に飛躍したのである。

A 農家のこうした借地の集積で特徴的なのは、借地の総てがO 集落での借地であり（利用権設定だけで一五人からの借入れ、しかもその主要部分が五五年以後のものであることである。O 集落内においてA 農家に農地を貸し付けたのは農業を縮小・廃止するII兼農家、老人農家等であらうが、こうした賃貸借の急増は、一面ではII兼化・恒動化が極度に進行している中では借り手・受け手がいれば借地はある程度のびるというこの地域の可能性を具体的に示しているものとみられる。と同時に、II兼農家の農業を支える営農組合が衰退し、この支えが事実上機能しなくなっていくことが、それをより促進したとみることは妥当であらう。

なお、愛東町に存在する同タイプの借地大経営、G 集落のB 農家のことにもふれておこう（第II表）。このB 農家の規模は一二・七ヘクタール、うち借地は九・三ヘクタールであるが、この農家の大きな特徴は借入先が集落外はもとより隣りの湖東町にまで広く分散していることである。借地が自らの集落内に集中しているA 農家とはこの点で対照的で、B 農家は他集落、他町村から小面積ずつ農地を借りることで借地を集積しており

（最初のときは新聞の折り込み広告で小作地の募集を行なった）、自らの集落での借地はそれほど多くない（利用権設定面積の分で見ると、町内で二人から五・二ヘクタールの利用権設定をうけているうちで集落内は四人で二ヘクタール）。B 農家のいるG 集落でも営農組合はかなり機能しており、B 農家もその役員を勤めるなどしている。B 農家は、自らの地域での存立の場を確保するため集落とは協調しなければならず、他方、営農組合の活動と借入地の拡大とはある面では対立的関係になるという緊張した関係におかれているのである。

地域農業の組織化の対極で成立しているこのA 農家とB 農家の二つの事例は、さきのIIグループの集落の事例とあわせて、地域農業の組織化と農地流動化、借地経営の形成とその地域的存在のあり方の問題を考える上で極めて興味深い事例であるといえよう。

以上のようなIグループとIIグループとの対照的なタイプの集落に対して、IIIグループの集落はやや中間的であり、特にI 集落の場合には集落の農業の組織化が進み、集团的であるとともに借地もかなり進展しており、両者がある程度併進的な展開をみせているという点で、我々にとって極めて興味深い事例となる。そこで以下、節をあらためてこのI 集落の事例をとりあげ、集团的であることと借地展開的であることとがどのような

条件のもとで結びついて展開しているのか、そしてそこを進みつつある集团的土地利用、土地管理の態様について検討すること(12)にしよう。

(8) この点について詳しくは、拙稿「地域農業の再編と自治体・農協」(前掲『地域農業の構造と再編方向(Ⅰ)』)参照。

(9) 愛東町は明治期からの旧村である西小椋村と角井村とが合併して(昭和三十一年)できた町である。

(10) なお、相川良彦「生産組織の構造と集落の社会関係」(前掲『地域農業の構造と再編方向(Ⅰ)』)においても、組織構成原理の側面に着目しながら愛東町の営農組合のタイプを分析整理しているのであわせて参照されたい。因に、第8表および第四図の集落、営農組合の番号と、前掲相川論文の第1表の営農組合の番号とは共通である。

(11) この点は、このE集落に限らず、さきのD集落でもあるいは次節でとりあげるI集落でも共通に指摘される点である。この地域では兼業が極めて深化しておりながらも集落結合・集落機能がなお強固に維持されている。兼業が深化しているとはいえ、他地域からの転入はそれほど多くなく、集落の混住化、特に転入混住化はあまり進んでいないという点とともに、旧角井村

の地区など山つきの集落ではかつて林業との結びつきが強く、山林を集落の共有財産としてもっているところが少なくないこと、ダム造成前、溜池・ポンプ揚水に依存していた時代の水利秩序・井組共同体的な関係の存在等も看過できないように思われる。非常に興味ある問題だが掘り下げた検討は他日を期さざるをえない。

(12) なお、Ⅲグループについては、この他H集落を香月敏孝「滋賀県における野菜作の展開と市場問題」(前掲『地域農業の構造と再編方向(Ⅰ)』)が野菜生産の面からとりあげている。

三、農家諸階層と農地流動化

この節ではI集落での農家実態調査結果をもとに、各層の経営動向と土地利用、賃貸借等をめぐる問題とそれに対する営農組合のかかわり方について検討したい。調査農家の概要については稿末に付表として一括して掲げ、非調査農家についても就業状態と経営耕地・貸借の概要等をつかみえた範囲で同じく稿末付表に掲げた。以下これに基づいて分析を進めていこう。

(一)、專業的上層農家の動向——複合経営・自作型借地——
稿末付表(1)と(3)の①と⑦の農家までは経営規模が三ヘクタ―

ル以上でかつ野菜の複合部門を導入し、農業専従者二人をほぼ擁している点で⑧以下の中下層兼業農家と性格を異にしている。以下この①～⑦までの専業的上層農家の諸特徴をいくつかの側面からみてみることにしよう。

(1) 複合経営の展開

この専業的上層農家の第一の特徴は、第12表に示されているように米+秋冬はくさい+麦、大豆+茶といったように多品目にわたる複合経営を展開している点である。米以外の作目は、

作付面積でもはくさいを主体に一四〇～三〇〇アールに及び、農業粗収入の構成においても二分の一～三分の一を占めるまでになっている。はくさいは秋冬はくさいであるから米や麦、大豆とあわせてほぼ周年的な就業体制が敷かれている。

土地利用面についてみると、はくさい・麦・大豆とも集落での集団転作・ブロックローテーションと結合し、その基盤の上に成立している。はくさいはかつては畑に作付けられていたが、連作障害が発生し、ブロックローテーションの実施とともに畑

第12表 専業的上層農家の経営耕地の構成と土地利用

(単位: a)

農家番号	経営耕地面積 (昭60.1)	自作地面積	借入地面積	借入時期別面積		期間 借入面積 (昭59)	作付収獲面積					耕地 利用率 (%)	農業粗収入 (昭59, 万円)			備考		
				昭45 ～54	昭55 以後		計	水稲	茶	麦	大豆		野菜	計	水稲		野菜	
																		その他
①	470	286	184	68	116	120	663	425	-	59	59	120	141	1,245	842	306	97	自作
②	453	269	184	160	24	58	610	344	20	94	46	106	135	1,012	640	220	152	自作地主
③	380	320	60	40	20	30	566	227	30	156	50	103	149	1,120	526	338	256	自作
④	342	290	52	40	11	*20	481	151	-	180	70	80	141	637	260	240	137	自作
⑤	340	250	90	75	15	60	360	185	-	15	60	100	106	731	350	250	131	自作地主
⑥	330	300	30	30	-	30	390	250	-	80	-	60	118	634	440	144	50	自作
⑦	307	116	191	191	-	-	317	151	20	136	10	-	103	546	316	-	230	自作

注(1) 農家実態調査結果より。

(2) * は昭和58年の面積。

から転作田に移行して麦跡に作付けられるようになり（そのために期間借地が行なわれ、はくさいの作付地の主要部分は期間借地に依存している）、連作障害回避・品質向上を実現している。野菜を栽培しているこれら七戸の農家は七人衆とよばれる（⑦も五九年は野菜の作付けを休んだが五八年には作付けている）、愛東町の露地野菜の中心的な担い手集団となっている⁽¹³⁾。

この層はまた、集団転作地における麦―白菜、ないしは麦―大豆の二毛作の実施、そのための期間借地等で集落の耕地利用率を高める担い手にもなっており、大豆の作付け（麦―大豆の二毛作）においても集落全体の六〇％を担っている。この層の耕地利用率は（ここでは経営耕地面積に対する作物収穫面積の割合）、高いところでは一五〇％近くにも達し、平均でも一二九％になっている。この高さは⑧以下の農家のほとんど総てが一〇〇％以下で、大豆作付け農家は極く稀で一ヘクタール以下では小麦の作付けも少なくなっているのは極めて対照的である。この層は集落での農地の有効利用・利用高度化の重要な担い手となっているのである。

(2)、借地の集積を通ずる規模拡大―借り足し型、自小作型
拡大――

この層では耕地の借入れと規模拡大も顕著である。耕地の借入れは四五年以後全戸で行なっており、現在の借入面積は一戸

平均で一・三アール、少ないところでも三〇・五アール、多いところでは一九〇アールにも達している。自作地が二・三ヘクタールで、その上に一・二ヘクタールを借り入れての三・五ヘクタール経営への上昇を実現しており、基本的に借足し型・自小作型であるが、借地による規模拡大はかなり進んでいる。五五年以後も七戸中五戸で借り入れており、その面積はやや小さくなったが、近年もひきつづき借地による拡大が進行している。加えて期間借地も、それが野菜作の不可欠の基盤となっている点でも、その面積の大きさからいっても、経営規模の拡大に対してもっている意味は小さくない。

集落全体での借入地一・三・九ヘクタール中この層の借入地は七・九ヘクタールで五七％を占めており（所有地では一八％のシェア）、借入地のこの層への集中がかなり進んでいることがうかがえる。

なお、稿末付表に示した一九七五年センサス時点の耕地面積と調査時点での耕地面積との差がちょうど一〇年間の経営耕地の拡大分であるとすれば、その大部分は借入れによるものであるが、両年の差は、四五年以後の借入面積をかなり下まわっている。それは、四五・五〇年の間の借入地がかなりあることにもよるが、他面での間に借入地の返還がかなりあったことも推測させる。そのことは後にも指摘するようにこの層の借

入地が必ずしも安定的なわけではないことを示唆している。それとともに、この層の借入地のシェアが五五年以後四五%に落ちていることは、この層の借地の集中力が低下していること、中下層での借地の動きもかなり根強いものであることを物語っている。

(3)、系譜的特徴——自作地主・自作層、本家筋——

この層の系譜的特徴をみると、第12表の備考欄に記されているように総じて自作地主・自作層に属し（もっともこの地域では地主小作関係はあまり展開しておらず、地主といっても極く小規模なものである）、かつ本家筋であった。いわば集落の重立層をなす部分である。因に言えば、この層が所有地規模においても最上層であるという点で、集落の階層構成の根底においてはなお所有規模序列が貫いているとして良いであろう。

この層はまた、集落で農業専従者を擁するほとんど唯一の専業的農家層でもある。この両者が重なって、この層は集落および営農組合の中心的な担い手となっている。I集落の場合、こうした担い手が、七人衆とよばれて層として存在しているのが特徴である。そしてそのことは、この層が集落・営農組合とかわるときにも大きな強味となっている。

もっとも、この層も付表(1)の労働力構成の欄に示されているように、ほとんどが農業の後継者の確保の問題をかかえている。

そのことはまた営農組合の担い手をどう確保し再生産していくかという問題にもつながってくる。もしこの層の農業後継者が確保されないことになれば専業的農家層の担い手を失うことになり、営農組合としても兼業農家でこれを担っていく体制をつくっていかねばならないことになる。そうした点で営農組合はいま一つの転機にさしかかっているといえよう。⁽¹⁴⁾

(4) 上層農家の経営収支

この層の農業粗収入はさきの第12表に示したようにトップの三戸で一〇〇〇〇一・二〇〇万円、他の四戸が五〇〇〇・七〇〇万円といったところである。このうちトップ層に属する①と③の農家の経営収支を示したのが次の第13表である。所得率五〇・五五%で、農業所得はおよそ六二〇万円である。耕地三・五ヘクタールの規模でともかくこれだけの農業所得を実現し、それによって一〇〇%前後の家計費充足率を確保していることは評価されよう。

しかし、これが農業専従者二人ないし三人による所得であるという点からいえば、家族多就業の農外雇用労賃収入とほぼ同じ水準である。一日当たり所得でみれば一万三二二〇円であるが(③農家)、これはいわば(自作地の)地代こみ所得である。

「農家経済調査」によれば、五八年の滋賀の一日当たり職員勤務労賃が一万四〇五五円であるが、さきの③農家の一日当たり

第13表 上層農家の経営収支（Ⅰ集落，昭和59年）

（単位：円）

	① 農 家	③ 農 家	A 農 家 (○集落)
収 入			
米	8,432,713	5,255,328	
麦	445,000	1,209,578	
茶		966,500	
大豆	520,000	387,000	
白菜	3,060,000	3,379,869	
計	12,457,713	11,198,275	15,582,000
支 出			
肥料費	2,310,610	1,321,210	1,870,000
薬剤費	838,330	576,221	720,000
種苗費	153,635	155,680	260,000
小農具費	404,510	19,500	310,000
諸材料費	101,480	75,110	55,000
光熱動力費	423,487	158,681	635,000
作業被服費	104,522	8,960	20,000
賃借料金	744,374	1,579,707	
土地改良費	186,480	160,000	107,000
償却費	1,252,296	370,000	2,750,000
災害保険料	117,200	76,720	350,000
ダム償還金	156,678	119,132	
雇用労働費	50,100		160,000
支払小作料	294,500		1,730,000
租税公課	379,151	400,000	700,000
その他			550,000
計	6,265,057	5,022,921	10,217,000
所得 = 収入 - 支出	6,192,656	6,175,354	5,365,000
投下労働時間(時間)		3,737	4,400
8時間当たり所得		13,220	9,754

注(1) ①農家とA農家については青色申告の資料より。

(2) A農家については第11表参照。

所得はそれを少し下まわっている。地代こみ所得でも職員勤務労賃までいっていないのである。規模では最上層であり、しかも篤農家的な優れた技術と積極的な営農意欲をもつ、これらトップレベルの経営がこの水準であることは、やはりこの地域の土地利用型農業の収益条件の厳しさを物語るものといえよう。

なお、第13表にはさきにふれた〇集落のA農家の経営収支を参考までに示した。収入においては①、③農家を上まわることが、所得においては逆に下まわっている。しかも投下労働時間は③農家をかなり上まわっているので一時間当たり所得は③農家を更に下まわっている。青色申告の資料のため必ずしも同列に論ずることはできないが、一一ヘクタール経営でも収益条件は同様に厳しいものとなっている。

(二)、兼業中下層の動向——恒常的勤務・家族多就業・稲単作——

(1)、〇・五ヘクタール以下層の貸付層への傾斜

付表(1)・(3)の⑤以下の〇・五ヘクタール未満層および付表(4)の非調査農家のところをみていただきたい。ここからうかがえるように経営耕地〇・五ヘクタール未満層は、この集落では非調査農家もふくめ、二九戸中一五戸が耕地を貸し付けていて、この層は貸付層に強く傾斜している。この層には所有地が〇・

五・一ヘクタール、なかには一ヘクタールをこえるものもいて、貸付けによって経営耕地〇・五ヘクタール未満となっているものが多く、貸付面積がかなりの規模に達している農家も存在する。他方また付表(4)の最後の部分に掲げたような非農家での貸付層、文字通りの土地もち非農家も形成されている。そしてこれら両者の貸付地は集落全体の貸付地の約八〇%を占めている。このようにI集落では貸付側の層が厚く、耕地の借入れ、貸付けを通じての階層分化がかなりの深度で進行している。

なお、これらの層の就業状態は職員勤務や自営業等比較的安全的なものが多いが、そのような部分だけでなく、労働力欠如型等不安定な部分もふくんでいる。

(2)、〇・五ヘクタール以上の中間層の今後の貸付け動向の見通し

一・三ヘクタールの中間層の農家をみると、農家の後継者が流出・不在で老人農家化し、それが一層高齢化していけばやがてリタイア・貸付・縮小に向かうことが予想される農家も散見される。現に付表(3)の右側に記したようにアンケートでの「今後の農業経営をどうするか」という問いに対し、(5)Ⅱ「縮小」と答えた農家が四戸も存在している。この限りでは兼業農家の農業維持・農家存続の力はある程度弱化しているとみななければならぬであろう。⁽¹³⁾

しかし他面、直系三世代の家族構成が維持されている限りでは農業維持の意思・志向が強いことも事実である。○・五・二ヘクター層では四〇戸中借入農家一戸に対し貸付農家は七戸と少ない。支配的にはなお農業維持の作用がより強く働いていると考えて良いであろう。⁽¹⁶⁾

(3)、中下層での耕地の貸付け・借入れの可逆性

中下層での耕地の貸借に関して特に指摘しておきたいのは、兼業に強く傾斜しているこの層にあっても、耕地の借入れ、あるいは貸付地の返還を通じて稲作・農業部門を拡大しようとする動きがみられることである。以下はその事例である。

(18) 農家 五五年以後九七アール借り入れ、経営耕地が八〇アールから一七七アールに。アスパラ導入等による集約化と規模拡大で主婦専従経営の確立

(20) 農家 五九年より六五アールを借り入れ、一〇〇アールから一六五アールへ拡大

(31) 農家 職員勤務の安定兼業であるが、六〇年より三〇アール借り入れて一三〇アールへ

(41) 農家 土建業自営で五〇年頃より六〇アールを貸し付けていたが、息子が大きくなり役場勤務となったので、利用権設定の期限がきれる六〇年に返還してもらい自作することにした。

(44) 農家 同じく六一年から利用権設定の期限がきれる一二アールの貸付けを返還してもらい自作化を予定

(4) 農家 (非調査農家) も耕地の借り入れによって五〇年の一〇アールから九二アールにまで拡大している。

このように兼業化→耕地貸付けが総て一方通行的な固定した流れというわけではなく——それが量的には支配的であるとしても——、兼業化しながらも借入れ・貸付地返還によって経営規模の拡大をはかっているところとする動きも存在しているのであり、耕地の貸付け、借入れが必ずしも不可逆的な流れの面だけではなく、可逆的な流れの面もふくんでいることを比重正しくみておく必要があるであろう。

(4)、兼業中下層の農業維持にとつての営農組合の役割と農地賃貸借

以上のように兼業中下層が農業を維持し、場合によってはこの層でも規模拡大をはかっていることを可能とさせている条件として、営農組合が果たしている役割に注目する必要がある。⁽¹⁷⁾ 次の第14表にも示されているように、この集落の稲作の作業は耕起・代かき・防除・収穫の作業が営農組合によって行なわれ、更に育苗、乾燥調整も農協への委託が可能な体制が敷かれている。どうしても個別で行なわなければならないのは田植えと水管理・肥培管理だけであり、労働力がかなり劣弱化しても米

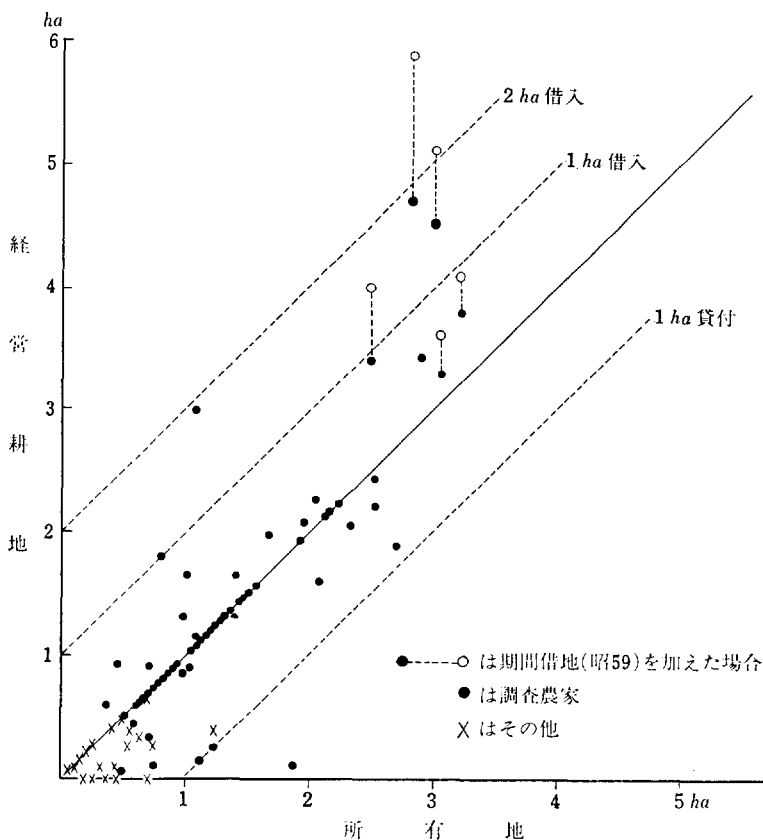
第14表 主要作業の分担状況（I集落）

			作 業 の 分 担			営農組合で実施した作業の面積 (昭和59, ha)
			個別農家で行なう	農協（ライスセンター、育苗センター）へ委託	営農組合で行なう	
稲作	育	苗	○	○		
	秋	す			○	63
	荒	す			○	67
	代	か			○	67
	田	植	○			
	施	肥	○			
	防	除	○		○	67 (2回)
	水	管	○			
	刈取り・脱穀	理	○		○	36
	調	整	○	○		
麦作	耕	起			○	18.5
	播	種			○	18.5
	刈取り・脱穀	整		○	○	18.5
大豆	耕	起	○			*6.5
	播	種	○			*6.5
	収	穫	○			
耕土培養資材散布			○		○	34

注. * は営農組合の機械の貸付け.

麦作はなんとか維持できる体制が営農組合によって作られている。しかもそうした集団的な対応によって単収の底上げ機能も果たしている。⁽¹⁸⁾ いわば営農組合の兼業稲作維持の作用であり、その面において営農組合は貸付抑制的に作用していると評価して良いであろう。

しかし他面、労働力の劣弱化がそうした兼業稲作維持の限界をこえて進むとき、耕地の貸付けがスムーズに進みうる状況にもある。この集落では営農組合を支えている専業的上層を中心に受け手層が広範に存在しており、また、後述のように農地の貸借調整に営農組合がかかわる形となっているために、安心して農地を貸し付けられる、という状況があることの意味も大きい。この点は、後述の集落、営農組合による集団的土地管理とともに、集団型かつ借地展開型であるということの内的



第5図 I 集落農家の所有地と経営耕地の分化状況

注. 昭和60年1月の農家調査等より.

関連にかかわる点である。

ともあれ、営農組合は貸借抑制・促進の作用の両面をふくみつつ、当面は農業維持の作用がより強く働きつつ、兼業稲作の再生産がはかられているといえるであろう。

(三) 農地貸借をめぐる階層分化と貸借の特徴

(1) 農地貸借をめぐる農家の階層分化

集落の農家の階層分化の状況を、農地の貸借・所有と経営の分化の側面からあらためて総括しておく。第五図のようになる。三ヘクタール以上の専門的上層では期間借地もふくむ借地の集積を通ずる規模拡大、経営耕地○・五、一・五ヘクタール層では多数

が四五度線上の自作層に集中しつつも、借地によって規模を拡大している部分も存在し、他方、所有地二ヘクタール前後の層で貸付化に向かっている部分がある。更に経営耕地〇・五ヘクタール以下の右下のところに多数の農家が集中し、非耕作の部分もふくめ多数の貸付層が形成されている。以上のように集落での農地の貸貸借、それを通ずる農家の階層分化は意外に大きい、というべきであろう。これが借地面積率一四％の内容である。

(2)、農地貸貸借の特徴——利用増進事業による貸貸借、集落的な貸貸借

これらの農地貸貸借は町農業委員会・営農組合の積極的な取り組みもあってほとんど全部が利用増進事業にのせられている。

これはひとりI集落だけでなく、愛東町全体についてもほぼ同様である。これらの貸貸借はまた、ほとんどが集落的な貸借——貸し手も借り手も集落内——である。貸し手層も借り手層も集落内で形成され、その貸借の調整に営農組合がかかわっているということもあり、集落・営農組合が貸借のとり結ばれる基本的な場をなしているのである。

貸貸借が利用増進事業にのせられることによって、利用権設定期間が六年という長期のものが増えてきた。その面では利用権設定は貸借の安定化につながっているといえるのだが、同時

に期間終了後更新せず、というケースも少なくない。例えば、

④農家 前述のように期間終了後貸付地六〇アールの返還をうける。そのうち三〇アールは①農家の借入地。①はこれによって借入地三〇アールの減少（他からの借入地拡大でそれをカバーしているが）。

⑥農家 五五年よりの借入地三〇アールを六〇年に返還、地主はそれを③農家へ再貸付。

⑧農家 前出④農家よりの借入地一二アールを六一年に返還予定。④農家はそれを自作の予定。

⑤農家 建材販売の自営兼業で営農組合の熱心なメンバーだったが、世帯主が病弱のため五〇年頃より一ヘクタールの水田全面積を営農組合を通じ三戸に分けて貸付け。工業高校在学中の長男が卒業後自営業をひきつぐ予定なので、そうなると貸付地を返還してもらい自作することにした、としている。

これらのことは、前述した貸借の可逆性ということとも関連し、一度生じた貸借の総てが必ずしもそのまま長期に固定するわけではないことを示している。また、⑤農家の例では保有労働力の変化にとまなう二世代にまたがる所有と経営の一時的調整、一時預かり的な貸借という性格もうかがわれて興味深い。そしてそこには、後にふれる営農組合が作業受委託や貸借の調

整にかかわっていることのもつ意味が浮かびあがってくるのである。

注(13) 愛東町の野菜作の動向については前掲香月「滋賀県における野菜作の展開と市場問題」参照。

(14) この点は「昭和五九年度駐村研究員会議」の記録も参照(『総研月報』六〇年四月号)。

(15) 因にI集落とO集落の各世帯の一八歳以上の世帯員に対するアンケート調査結果では、「親からうけついで土地を持つ人は、その土地を末長く守っていかねければならない」という問に対して肯定的に答えたのは、五〇歳以上の人では七・一%なのに對し、四〇歳以下の人では五七%とかなり低くなっているが、これは兼業農家の自家農業保持・農家の維持・再生産の問題を考へる上で注目すべき点であろう(川端豊美・東廉「集落の社会関係と住民の社会意識調査」前掲『地域農業の構造と再編方向(I)』)。

(16) 調査農家で、幹部社員であるため、会社で遠隔地への転勤の話が生じ、父も高齢化し転勤すれば自家農業が維持できないということで、その会社を辞め、勤務先を変更したという例があった。会社での地位、安定性よりも自家農業維持のための便宜を優先するという、自家農業維持の志向の強さを示す興味深い話である。

(17) I集落の営農組合の活動については、相川良彦「集

落活動と合意形成の方法——滋賀県愛東町I集落の事例——」(『農業総合研究』第四〇巻第二号予定)および中安定子「水田のよりよい利用方法を求めて」(朝日新聞社『新しい農村82』、昭和五七年)参照。

(18) 以上の点、詳しくは宇野忠義「稲作の生産力構造」(前掲『地域農業の構造と再編方向(I)』)参照。

四、米生産費と土地純収益・地代

ではこうした農地貸借をめぐる経済的条件——地代と収益はどのような水準になっているであろうか。第15表は農水省『昭和五八年米生産費調査』の全国・近畿・滋賀の数字と、愛東町農業委員会の昭和五八年度標準小作料改訂算出表で用いられている数字を一部組み替えたもの、および集落の③農家の五九年実績を示したものである。標準小作料の改訂算出表の数字は米生産費調査とは目的もつくり方も異なるので同列には比較できないが、他に適当な数字がないのでこの地域状況と特徴をとらえる一応の目安として用いた。

まず滋賀平均では近畿平均と同様に土地純収益は赤字になっており、一・五〜二ヘクタール層でやっと一万円、二ヘクタール以上層で二万円の土地純収益を計上している。この層でかうして現物にして米一俵程度の地代負担力が形成されているわ

第15表 米生産費と土地純収益 (10a 当たり)

(単位: 円)

	昭和58年米生産費調査							愛東町 (昭58)	I 集落 ③ 農家 (昭59)
	全 国	近 畿	滋 賀	うち 0.5~1ha	1~1.5	1.5~2	2ha以上		
粗 収 益 (A)	157,890	152,132	160,882	161,781	160,120	154,040	166,125	155,830	210,367
収 量	474	488	510	512	509	494	524	500	605
費 用 合 計 (B)	142,179	168,334	167,097	182,679	147,287	134,814	140,390	107,267	157,307
うち労 働 費	56,281	70,542	68,587	71,837	59,242	60,550	71,323	22,640	61,692
農 機 具 費	40,970	54,192	50,207	57,880	45,708	36,899	31,024	22,939	220
賃借料及料金	7,981	7,223	10,985	14,488	2,549	7,004	6,157	8,450	38,846
償 却 費 (C)	41,604	54,983	51,028	60,217	48,235	36,869	25,833		8,811
資 本 利 子 (D)	7,558	10,062	9,812	11,393	9,746	7,474	5,718	6,197	(5,718)
土地純収益									
A-(B+D)	8,153	△26,264	△16,027	△32,291	3,087	11,752	20,017	42,366	47,342
A-(B+D-C)	49,757	28,719	35,001	27,926	51,322	48,621	45,850		
労 働 時 間	61.2	65.7	57.2	59.5	49.8	47.9	60.9	28.3	51.4
1時間当たり労働費	920	1,073	1,200	1,207	1,190	1,264	1,171	800	

注(1) 米生産費調査は『昭和58年次滋賀農林水産統計年報』より。

(2) 愛東町は、愛東町農委『昭和58年度標準小作料改訂算出表』の数字を用いた。ただし、公租公課のうち、土地改良費は水利費にふくめ、他は費用から除外して計算。なお粗収益は収量の最も高い第1地域をとっている。

けである。近畿・滋賀がこのように低収益であるのは労働費の高さと農機具の高さがおもな要因であることは全国との比較でも明らかであり、既にしばしば指摘されているところでもある。

これに対し愛東町はこの表では四・二万円の土地純収益を生み出すことになっている。それは農機具費の低さと労働費の低さのためである。前者は賃借料と合わせても三・一万円で、滋賀二ヘクタール以上層の償却費もふくめた五・三万円の約半額になっている。営農組合が普及した結果の反映として良いであろう（そのように計算している面もあるが）。

後者の低さは一〇アール当たり二八時間という労働時間の少なさと、一時間当たり八〇〇円という労働評価額の低さのためである。しかしここでの一〇アール当たり二八時間というのは、滋賀で投下労働時間が最も少ない一・五ヘクタール層でさえ約四八時間であり二・三ヘクタールを作付けている③農家が五・一時間であり、一ヘクタール経営のF農家の場合でも四〇時間弱であることからいささか過少であろう。これを仮に一〇アール当たり四〇時間とし、時間当たり評価額を近畿平均の一〇七三円として計算しなおせば土地純収益は約二・二万円、滋賀平均の一・二〇〇円で計算しなおせば約一・七万円となる。

参考までにI集落の③農家の五九年の実績でみると、一〇アール当たり労働時間は滋賀の一・二ヘクタール層とほぼ同じ、

農機具費は殆どが賃借料の方に吸収されており、合計すると四・八万円で滋賀の二ヘクタール以上層よりはかなり低い、さきの町のそれよりは高い。この結果一〇アール当たり費用は一五・七万円で滋賀平均よりは一万円低い、二ヘクタール以上層よりは一・七万円高くなっている。それでも五九年は豊作年であったために粗収益が高くなったから四・七万円の土地純収益を実現している。しかし五八年の収量であれば土地純収益は約一・五万円で実勢小作料を下まわる水準である。

以上でみる限り、特別に低い労働時間と労働評価、あるいは高い収量が実現されなければ四万円前後の土地純収益は確保されず、平均的な収量と労働評価ではせいぜい実勢小作料のみ、場合によっては割りこむ計算となる。基本的にはこの地域も低収益・低地代負担力の地域であるとしなければならぬであろう。

他方、地代についてみると、町の農業委員会で設定している標準小作料は水田で二万二〇〇〇円、一万九〇〇〇円、一万六〇〇〇円の三種で、これは五四年以来ほとんど変わっていない。実勢小作料もこれとほぼ同水準で集落の事例でみても、一〇アール当たり現物の場合米一俵、貨幣では一万八〇〇〇円、二万円というのが多い。

ところで、この地域での水利費や土地改良費等の負担の仕方

は、共済費・水利費等は小作側の負担であるが、圃場整備費やダム償還金は地主側の負担で（推定一―二万円）、その他にも固定資産税等の負担がある。それらを小作料から控除すると、地主側の手もとに残るのは極く僅かとなる。貸付けによる実質的な地主取分はあまり期待できないわけで、地主側にとつての貸付けの意味は、土地の維持管理のための貸付けという面が強くなる。

こうしてここでの農地賃貸借は、借り手側、貸し手側双方にとつて低収益・低地代であり、そうした状況を打破するには収量増、コスト低下をもたらすような生産力のひきあげが必要である。借地大経営にとつても、その実現如何が安定的存続の如何を左右することになろう。

五、集团的土地管理と集落・町村

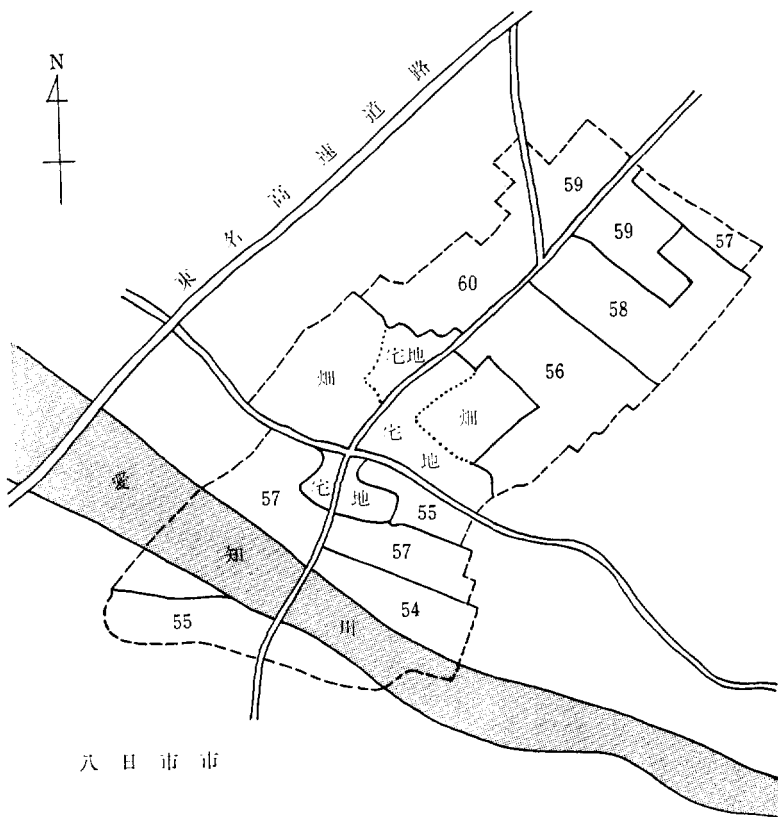
(一) 営農組合の活動と集落における集团的土地利用・土地管理

(1)、これまでしばしば言及したようにⅠ集落の営農組合は、耕起・収穫等の主要機械作業を担うことを通じて集落の農業を支えている。それは一面では、兼業中下層にとつて稲作の省力化の体制の整備を通じて兼業への傾斜を促進する条件であると同時に、場合によっては借入地拡大、規模拡大をも可能にする

条件であつた。他面專業的上層にとつても、営農組合の中心的担い手としてその負担は相対的に大きいが、営農組合の活動を通じて集落の農業が全体として存立していくことが、ブロックローテーション、転作跡地の期間借地に端的に示されるように、この層にとつても存立条件であつた。営農組合が集落の農業を支えるような、こうした活動・体制を基礎にして、Ⅰ集落では集落的な合意に基づく土地利用計画、作付の計画化・団地化・作業受委託や共同作業・農業機械・施設の共同利用、農地の所有と利用の調整等の取組みがなされている。

水田利用再編対策に関しては、Ⅰ集落では最初の年の個別バラ転の反省の上に立つて他の集落に先がけて五四年からブロックローテーション方式による集団転作の実施にふみきつた（その経験が五五年から町内の大部分の集落で集団転作・ブロックローテーションを導入する契機となつた）。この方式は各年の転作圃場を図示した第六図に示されているように集団転作地を年々移動させる方式であるから、その実施のためには集落全体の長期的な土地利用計画と、それに関する全体の合意が必要になつてくる。そしてそのためには場合によっては交換耕作等、土地の所有と利用の調整や、転作の作業を営農組合が担う体制の整備等が必要になつてくる。

こうした取組みの中から作成されたのが、稿末に資料(1)とし



第6図 I 集落集団転作年次別実施図

注(1)で囲った部分が集落の区域。

(2) 数字が転作にあてた年次を示す。

て掲げた『I地区農用地利用規程』である。これは、地域ぐるみでの農用地の利用改善をはかることを目的としたもので、そのために主要作物の作付地の集団化やその実行方策、用排水管理や栽培管理・地力増進方策、農作業の受委託や共同作業・農業機械・施設の共同利用等による農作業の効率化等について細かなとりきめを行なっている。更にそこでは、「労働力不足等により、自ら耕作を行うことが困難な者等は組合に申し出るものとする」、「作付地の集団化、団地化に伴ってその農地利用について利用権の設定又は、農作業委託を希望する農地所有者は、

組合に申出るものとする」として営農組合による所有権と利用権との調整についても明文化している。

これらの内容は、さきにふれたD集落における「農用地利用規程」のそれとかなり似ている。そのことは、この規程の作成にあたって役場等からの指導があったことを推測させるが、ここで重要なのは、そのことよりも、こうした規程にもらわれている内容の多くは、この規程が設けられる前から既に実行されているものであるということであろう。それまでの取組みの中で既に実行されていることがここであらためて確認されているという面が強いのである。

『I地区農用地利用規程』に示されているこうした取組みを、我々は、集落・営農組合による、集団的土地利用・土地管理への取組みとしてとらえることができるであろう。

(2)、しかも以上の取組みはI集落の多くの農家に受容され、定着してきている。これを農家の農地意識に関する面接調査結果から確認しておくことにしたい。

第16表は付表(3)の右欄に示した「農地の売買・貸借はどういう方法でやるのが望ましいか」という問いに対する回答を集計したものである。これにみられるように「集落・営農組合の話しあいを通じて」と答えたものが最も多くて全体の四三%を占め、他の地域では多いと予想される「個別の相対取引を通じて

て」の二八%を大きく上まわっている。このうち特に貸付農家層では「集落・営農組合の話しあいを通じて」が多くなり、五〇%に達している。表の注にも記したように複数回答等も含めて集計しているが、その多くは2と4、すなわち「農業委員が間にはいる」と「集落・営農組合の話しあいを通じて」であるが、これは主に、売買については「農業委員が間にはいる」、貸借については「集落・営農組合の話しあいを通じて」とするものである。

以上のことは、既にこれまでみてきたように土地利用の計画化・団地化・農地貸借の調整等に営農組合がかかわってきた実績の反映であり、多くの農家がそれを受容し、定着してきていることを示す興味深い調査結果であるといえよう。

なお、参考までに「持っている農地についてどのように考えるか」ということ、いわば農家の土地保有観をきいてみたのが、次の第17表である。これによれば、農地を「生産・生活の欠かせない手段である」とするものが、「先祖からゆずられた家の財産なので手放せない」とするものとともに多数を占め（それぞれ三一%、四九%）、「値上がりを期待する」として資産視するものは極めて少ない。これは、農地は農地として有効に利用すべし、とするさきの「農用地利用規程」の精神に対応するものであり、後述する転用の規制、地価の抑制の取組みが一定の

第16表 農家の農地意識(1)——農地の売買・貸借はどういう方法でやるのが望ましいか

	計	経営耕地規模別					貸借の有無別		
		0.5ha未満	0.5～1	1～2	2～3	3ha以上	借入地あり	貸付地あり	借入・貸付なし
個別の相対取引を通じて	20	1	7	9	1	2	7	3	10
農業委員が間にはいる	15	2	3	3	3	4	7	4	4
農業委員以外の第三者が間にはいる	4	1	—	1	1	1	1	2	1
集落・営農組合の話しあいを通じて	31	4	7	13	4	3	11	9	11
その他	2	—	1	1	—	—	—	—	2

注(1) 愛東町Ⅰ集落農家実態調査(昭和60年1月)より。

(2) 貸借の有無別では、両方がある農家は面積の多い方をとった。

(3) 複数を回答したものそのまま計算したがその内容は以下の通り。

2と4—6

2と3—2

1と4, 3と4, 1と2各1

第17表 農家の農地意識(2)——持っている農地についてどのように考えるか

	計	経営耕地規模別					貸借の有無別		
		0.5ha未満	0.5～1	1～2	2～3	3ha以上	借入地あり	貸付地あり	貸借なし
生産・生活の欠かせない手段である	26	1	7	9	3	6	13	3	10
今のところなくても困らないが、いざという時に必要なもの	13	1	5	5	1	1	5	3	5
資産として所有し、値上りを期待する	4	—	—	3	1	—	2	1	1
先祖からゆずられた家の財産なので手放せない	41	6	15	15	3	2	11	12	18

注. 前表と同じ。

効を奏していることの反映でもあらう。

(二)、町村における土地利用規制・調整の取組み

以上のような集落での合意に基づく土地利用計画・作付けの集団化・営農組合による作業受託・共同作業・共同利用・農地の所有権と利用権の調整等の取組みは、集団的土地利用・土地管理に向かう取組みとして評価すべき内容を有していると考えられるが、愛東町ではこうした集団的土地利用・土地管理への取組みはⅠ集落だけで孤立的に行なわれているのではなく、同様な取組みは少なからぬ集落で行なわれているのである。と同時に最近では全町的な土地利用規制・調整の取組みも行なわれて、両者が相互に支えあうような展開をみせていることが注目される。最後に愛東町における農業振興施策の展開の一環としての、この面についての取組みにふれておくことにしよう。

稿末の資料(2)には昨年制定された「愛東町農業振興地域整備計画管理要綱」を載せた。これは、地域農業の健全な発展のために優良農地の保全と適正な利用・管理に努め、町土資源の合理的な利用をはかることを目的とするもので、そのために各集落毎に資料(3)のような集落土地利用協定書を締結し、整備計画の見直し基準を設けて転用、特にスプロールの転用を規制し、集落での土地利用計画の見直しをしようとする場合は区の役員

や関係機関との協議・調整を必要とすることをとりきめたものである。企業立地の新たな動向、農振計画の繰引き見直し問題がでてくる中で、転用、特にスプロールの転用を、集落全体の合意形成に基づく規制によって極力抑制し、優良農地の保全確保をはかろうとするものである。これに基づき各集落で集落の全戸が署名した集落土地利用協定書が締結されている。

これは法的拘束力は弱いが、地域の土地利用に関する基準、ないしは一種の規範、を設けそれについての集落・町での協定、合意形成を通じて土地利用の規制・計画化をはかっているようにするものであり、農地移動での一筆単位の統制・転用規制等での公的管理とともに、集落での集団的土地利用、土地管理の取組みと相互に補完しあう、一種の公的・集団的土地管理の試みと評価することができよう。

愛東町における農業立町を基本とする各種の農業振興施策の展開、特にこうした農用地の有効利用と優良農用地の確保・保全、そのためのスプロールの転用の規制等の取組みは、愛東町の地価の水準とその推移にもよく反映している。

次の第18表は、愛東町の農地価格の推移を周辺町村や県平均の動向と比較したものである。隣町の湖東町と比較すると、四〇年代後半はむしろ愛東町の方が高かったが、五〇年代には逆転している。都市化の進んでいる八日市市は勿論、都市計画法

第 18 表 地価の推移の比較 (中田)

(単位: 千円)

	愛 東 町 (西小椋)		湖 東 町 (東押立)		八 日 市 市			都計法非指定農用地区 域内滋賀平均
	耕作目的	転用目的	耕作目的	転用目的	(八 日 市)		(平田)	
					耕作目的	転用目的	耕作目的	
昭45	380	5.5	300	3.0	600	14.0	360	
46	500	6.0	400	4.5	600	17.0	300	
47	550	6.0	400	4.5	900	20.0	350	
48			500	11.0	1,200	27.0	600	
49	400	10.0	600	11.0	1,200	35.0	800	760
50	450	10.0	600	11.0	3,000	40.0	1,200	843
51	500	10.0	700	15.0	3,300	40.0	1,200	900
52	500	10.0	700	15.0	4,000	45.0	1,200	955
53	600	10.0	800	15.0	5,000	47.0	1,300	1,020
54	670	10.0	800	15.0	5,500	38.0	1,500	1,011
55	670	10.0	750	15.0	6,000	70.0	2,200	1,120
56	660	10.0	850	15.0	6,000	120.0	2,500	1,148
57	666	10.0	850	16.5	6,500	150.0	2,500	1,158

注(1) 全国農業会議所『市町村別田畑売買価格一覧表』, 同『田畑売買価格等に関する調査結果』より。

(2) 耕作目的は10a当たり, 転用目的は3.3㎡当たり。

(3) 愛知郡の他の町村をとると, 農用地区域・耕作目的で昭和55年以後秦荘町で1,100千円, 愛知川町1,900千円で, 愛東町は際立って低位。

非指定・農用地区域の県平均や愛知郡内の他町村と比較しても, 愛東町の地価はかなり低位に抑制されていることがこの表からうかがえるであろう。

もっとも, 耕作目的で一〇アール当たり六七万円, というようにこの地価調査の性格上やや低めに示されているが, I集落での農家の売買地価でみると(第19表), 耕作目的なら一〇アール当たり一〇〇万円, 非農業用(転用)で三〇〇万円といったところで, これが現実の相場となっている。耕作目的については農業内的な地価形成メカニズムとの関連が断ちきれられるほどの水準にまではいっていない。

I集落での農地の売買事例はそれほど多くなく, 農地流動化の主流は賃貸借に移っているが, スプロールの転用を規制し, 地価を低位に抑制して資産的所有化を防いでいることが, 農地は農地として有効に利用すべしとする立場をより強化し, ひいては賃貸借をもスムーズに展開しうる基盤をつくり出している。

第19表 土地の売買の事例（I集落）

農家番号	地目	売買	目 的	年次	10a 当たり 地 価 (万円)	面積 (a)	備 考
⑤⑥	田	売	宅地	昭47	200	5	
②⑩	田	買	耕作目的	47	70	11	④より（残存小作地）
①⑨	林地	売	工場用地	48	250	10	
⑫	田	〃	宅地	52	600	25	
⑦	畑	買	耕作目的	55	90	10	⑥⑩より
⑥⑩	田	売	（転用）	58	300	29	
②④	田	〃	（ 〃 ）	58	300	12	建設業者へ
⑥⑩	畑	〃	耕作目的	59	100	2	④⑩へ
②⑩	田	買	〃	59	150	13	⑥⑩より——10年前よりの借入地

注. 農家実態調査より.

るとみることができよう。

六、結 び

序で述べたように本稿では二つの問題を課題として設定した。一つは、地域農業の組織化と農地流動化が地域農業の種々の態様の中でどのような関連をもって展開しているかという問題であり、もう一つは集団的土地管理の取組みが地域農業の組織化とどのような関連をもつてすすめられているか、という問題である。

前者の点に関しては、地域農業の組織化は一般的には、例えば生産組織が専兼ぐるみ、集落ぐるみで組織され、それがⅡ兼農家・老人農家等の農業を支える方向に作用するとき、農地流動化に対して抑制的に作用し、地域農業の組織化と農地流動化は互に対立する関係にあると考えられる。現に、愛東町の事例においても集落ぐるみの営農組合がⅡ兼農家の農業を支える形でよく機能し、賃貸借はあまり進んでいない集落と、営農組合が衰退し機能しなくなったところで賃貸借が拡大し、借地大経営が形成されていった集落というような二つの極めて対照的なタイプの集落の存在が検出された。この限りではさきの一般的傾向はここでも確認できる。

しかしながら、地域農業の組織化と農地流動化は総ての場合

に排除しあうわけではない。組織化が進み、集団型であると同時に賃貸借も展開するというように両者が併進的なタイプの集落も存在しているのである。我々は、そうしたタイプの典型をなすと考えられる「集落の事例をとりあげ、各農家諸階層の経営動向や農地賃貸借の動き、およびそれに対する営農組合のかかわり方を分析しながら、この集落において集団的であることと、借地展開的であることとがどのような条件のもとで結びつき、両者が併進的に展開しているのかを検討した。

ここでは営農組合が、専門的農家層を中心としつつも集落ぐるみ、専兼ぐるみの参加で運営され、それが集落の農作業の主要部分を担い、兼業稲作を維持し、その面では貸借に対し抑制的な方向で作用している。しかし他面、営農組合の集団的土地利用や農地賃貸借の調整をはかるような取組みの中で、労働力条件・就業条件等から農業維持が困難となったとき営農組合を仲介として、安んじて農地を貸付けに出せるような状況もつくり出されている。こうした条件のもとで、ここでは集団的であることと借地展開的であることが併進的に進んでいるのである。ここでは特に専門的農家が層として存在して営農組合を中心的に支え、その部分が貸借の主たる受け手層を構成していること、更にこの部分にはそさい作が入り、稲作を基幹としつつも複合的な経営展開をはかっていて、それがこれらの経営を農

業専従的たらしめ、層として貸借の受け手を構成する支えとなっていること、などが重要な意味をもっていると思われる。集団的な展開の中では突出した大経営は生みださないのである。

以上のことは後者の問題とも関連する。集団的土地管理については、ここでは必ずしも十分な理論的整理をしないで使っている面もあるが、営農組合の活動を基盤とし、水田利用再編対策を契機に、集落の合意に基づきながらブロックローテーション方式での集団転作をすすめ、集落・営農組合が集落の資源としての土地の保全・管理とその有効利用、所有権と利用権の調整・集落の主要な農作業の編成にもかかわっていくような実態が生まれてきている。こうした動きは、集団的土地利用の展開として、更には集団的な土地管理の取組みとしてとらえることができるところのものであろう。そしてそれは、前述した地域農業の組織化・営農組合の活発な取組みを支えとして実現されている。こうした体制の存在が、兼業農家・老人農家等の農業維持が困難となったとき安んじて農地を貸付けに出せるような状況をつくり出しているのであり、そのような形で地域農業の組織化・集団的土地管理と賃貸借の展開とが結びつく内的条件がつくられているのである。

集団的土地管理の問題においても一つ見落とせないのは、こうした集落レベルでの取組みとともに、自治体レベルでの、

農地移動の一筆毎の管理と転用規制等の公的管理、農地の大枠自体を守り、農地を保全する取組みであり、集落レベルでの取組みと自治体レベルでのそれとが相互に支えあう関係にあるということである。この地域では、農地価格が周辺町村に比しかなり低水準に抑えられ、農地が農地として機能しうる基盤が存在し、農家の多くが農地を正常に生産手段としてとらえていることも、ある面ではこうした取組みの反映でもあろう。

（本稿は特別研究「高生産性土地利用型営農主体の形成条件及び経営管理方式の解明」の研究成果の一部である）。

付表(1) 調査農家の労働力構成と就業状態 (I 集落, 昭和 60 年 1 月)

農家 番号	経 営 主				そ の 妻				後 継 者				そ の 妻				そ の 他			
	年齢	農従 日数	兼	業	年齢	農従 日数	兼	業	年齢	農従 日数	兼	業	年齢	農従 日数	兼	業	年齢	農従 日数	兼	業
①	43	a	—	時	40	a	—	時	父81	e	—	工	母77	e	—	時	父64	a	—	員
②	51	a	リ	ン	45	a	リ	ン	33	e	大	一	26	f	リ	時	長女21	f	銀	行
③	54	a	リ	ン	51	a	リ	ン	34	e	会	社	34	e	リ	時				
④	61	a	リ	ン	59	a	リ	ン	27	e	大	工	28	d	県	職				
⑤	64	a	リ	ン	56	b	リ	ン	31	e	会	員								
⑥	61	a	リ	ン	58	a	リ	ン	32	d	銀	員								
⑦	65	a	リ	ン	60	a	リ	ン		c	県	時								
⑧	53	c	会	社	54	e	—	時	31	c	会	社	28	e	職	員				
⑨	49	c	恒	勤	48	d	ゴ	ル	23	e	会	勤	父76	e	—	—	母61	e	—	—
⑩	66	a	リ	ン	61	a	リ	ン	35	e	会	勤								
⑪	65	a	リ	ン	61	b	リ	ン			県	職					長女37	f	自	営
⑫	42	d	職	工	35	d	恒	リ									父76	b		
⑬	51	d	職	工	50	d	恒	リ	25	f	会	社								
⑭	54	b	職	工	48	e	工	員			員									
⑮	62	d	—	—	60	d	—	—	31	e	会	社					長女19	f	事	務
⑯	49	c	工	員	47	c	工	員	23	e	会	銀								
⑰	58	d	工	員	58	d	工	員			行	員								
⑱	52	c	工	員	45	a	リ	ン	23	e	職	員								
⑲	54	c	工	員	52	b	リ	ン												
⑳	55	a	工	員	50	d	工	員									父81	d	—	—
㉑	51	d	工	員	37	d	工	員									母76	d	—	—
㉒	50	d	工	員	47	d	工	員	25	e	会	社					次男21	f	会	社
㉓	47	d	工	員	43	e	リ	ン			員									
㉔	59	e	工	員	55	e	リ	ン			時									
㉕	67	c	工	員	70	e	リ	ン			時									
㉖	38	d	建	士													父81	c		
㉗	42	c	工	員	42	c	工	員												
㉘	55	c	工	員	54	c	工	員	28	e	会	社								
㉙	39	c	工	員	38	e	リ	ン			員						父68	e		
㉚	51	c	工	員	46	e	リ	ン	22	e	会	社								
㉛	34	b	職	員	33	e	職	員			員									
㉜	48	d	会	社	43	a	—	—									母63	a	—	—
㉝	60	e	会	社	61	e	—	—	35	f	会	社					長女18	e	事	務

付表(2) 調査農家の経営耕地の構成と貸貸借の状況

農家 番号	経 営 耕 地 (a)						貸付・借入年次別			貸 借 の 相 手 (調査農家以外は A:集落内, B:集落外)	期間借地 (a) ×は貸
	昭50 (1975セ ンサス)	耕地計 (昭60.1) 現 在	うち 田	茶 園	借入地	貸付地	(両方あるとき上が借 入, 下が貸付)				
							昭45以前	45~54	55以後		
①	407	470	425	-	184	-	-	68	116	⑪⑤⑧⑩⑫2A, 1B	120
②	395	453	380	34	184	10	{ 10	160	24	⑭⑮⑯⑰⑱⑲1Aより, ⑳へ	58
③	334	380	300	30	60	3	{ 3	40	20	㉑1A	30
④	362	342	261	12	52	-	-	40	11	⑳㉒1A	(S 58 20)
⑤	334	340	260	40	90	-	-	75	15	㉓1A	60
⑥	304	330	280	30	30	5	-	30	-	㉔	30
⑦	200	307	277	20	191	-	-	191	-	⑳㉕㉖㉗㉘㉙3A	-
⑧	304	244	220	24	7	16	{ -	7	-	1Aより, 1Bへ	×30
⑨	195	225	205	5	20	-	-	20	-	2A	
⑩	211	221	186	17	-	-	-	-	-		
⑪	224	218	210	4	-	35	-	35	-	①㉑	
⑫	192	215	180	25	-	-	-	-	-	-	
⑬	170	208	178	20	10	-	-	-	10	㉒	
⑭	212	205	180	5	-	30	-	30	-	㉓	×30
⑮	232	197	180	17	30	-	-	30	-	㉔	
⑯	192	192	180	9	-	-	-	-	-		
⑰	186	190	180	4	-	80	-	35	45	㉕㉖㉗1B	×18
⑱	80	177	162	10	107	-	-	10	97	㉘㉙㉚㉛1A	
⑲	163	165	156	8	23	-	8	-	15	㉜	
⑳	108	165	140	5	65	-	-	-	65	㉝	
㉑	225	159	142	17	-	50	-	-	50	2A	
㉒	136	156	146	10	16	15	{ -	{ 16	{ -	㉞	
㉓	156	153	138	10	-	-	-	15	-	㉟より, ㊱へ	
㉔	160	150	100	10	-	-	-	-	-		
㉕	143	147	120	6	-	-	-	-	-		
㉖	141	137	125	-	-	-	-	-	-		
㉗	131	133	130	-	-	5	-	5	-	㊱	

28	135	133	113	20	36	10	30	6	-	13 15 59	×	30
29	130	132	107	25	-	-	-	10	-	-	×	30
30	137	130	130	-	5	-	-	-	5	1 A		
31	30	130	110	17	39	-	-	9	30	27 1 A		
32	141	129	116	13	-	-	-	-	-	-		
33	138	120	110	5	-	-	-	-	-	-		
34	135	115	110	5	-	-	-	-	-	-		
35	117	110	70	40	-	-	-	-	-	-		
36	52	118	110	5	-	-	-	-	-	-		
37	92	107	98	9	-	-	-	-	-	-		
38	86	93	83	4	-	-	-	-	-	-		
39	44	93	88	3	46	-	-	46	-	59		
40	48	91	80	4	18	-	-	18	-	1 A		
41	31	91	90	-	-	10	-	10	-	4	×	30
42	90	90	60	10	-	-	-	-	-	-		
43	23	87	80	-	-	-	-	-	-	-		
44	100	85	68	17	-	12	-	-	12	18		
45	85	85	65	20	-	-	-	-	-	-		
46	83	82	72	10	-	-	-	-	-	-		
47	70	78	72	4	-	-	-	-	-	-		
48	78	73	60	3	-	-	-	-	-	-		
49	68	70	65	5	-	-	-	-	-	-		
50	37	68	50	18	-	-	-	-	-	-		
51	63	67	65	1	-	-	-	-	-	-		
52	62	60	50	5	25	-	25	-	-	59		
53	65	65	51	10	-	-	-	-	-	-		
54	55	57	42	15	-	-	-	-	-	-		
55	69	50	37	13	-	-	-	-	-	-		
56	61	44	34	-	-	13	-	-	13	1 7	×	34
57	32	31	18	13	-	42	-	42	-	2 7		
58	120	24	-	20	-	100	-	100	-	3 19 39		
59	6	12	4	8	-	94	55	39	-	15 28 52		
60	181	11	9	-	-	179	-	101	78	1 2 7 1 A		
61	43	10	-	10	-	65	-	65	-	7 18		
62	31	5	-	3	-	44	-	-	44	1 2		

付表(3) 調査農家の土地利用と今後の農業経営の方針・農地に対する考え方

農家 番号	作 付 取 穫 面 積 (a)						今後の農業経営の方針・農地についての考え方等			
	水 稻	茶	麦	大 豆	野 菜	その他	A 今後の農業経営	B その場合農地を どうするか	C 農地の売買・賃 借の方法	D 持っている農地につ いてどう考えるか
①	425	-	59	59	120		1と2	3	4と2	1
②	344	20	94	46	106		4	—	4	1
③	227	30	156	50	103		1	3	4と2	1
④	151	-	180	70	80		4	3 or 4	2, 3	2, 4
⑤	185	-	15	60	100		5	返却	1	1
⑥	250	-	80	-	60		5	4	2	1, 4
⑦	151	20	126	10			1	3	1	1
⑧	160	24	60	-			4	—	4	4
⑨	54	-	154	154			1	3	2	1, 4
⑩	151	12	51	-			5	4	4	1
⑪	210	-	-	-			5	4	4	4
⑫	165	25	-	-			4	—	2	1
⑬	178	20	-	-			4	—	1, 4	3
⑭	150	-	60	-			4	4	農協 2, 3	2
⑮	150	17	30	-			4	—	1	—
⑯	135	9	45	-			4	—	3, 4	1
⑰	180	4	-	-			4→5	4	1	3
⑱	158	10	-	-		アスパ ラ 4	4→5	返却	1	2, 4
⑲	125	-	31	-			1	3	2, 4	4
⑳	122	-	18	-			4	—	1	1, 4
㉑	142	17	-	-			1(定年後)	3	4	4
㉒	146	10	11	-			4	—	4	2, 3, 4
㉓	78	10	60	-			4	—	4	1
㉔	30	10	110	-			4	—	1	3
㉕	93	-	27	-			4	—	4	4
㉖	125	5	-	-			4	5	4	1
㉗	130	-	-	-			1	3	2, 4	1, 4
㉘	83	20	30	-			5	2(茶畑)	4	4
㉙	77	25	30	-			1, 4	3	4	1, 2, 4
㉚	130	-	-	-			4	6	4	1, 2, 4
㉛	98	16	10	10			1	1, 3	4	1
㉜	92	13	24	24			4	—	5	4

33	107	5	-	-			4	—	1	2
34	80	-	30	-			4	—	1, 2	4
35	70	40	-	-			4	5	1	4
36	110	-	-	-			4	—	4	4
37	98	4	-	-			4	—	1	1, 4
38	83	-	-	-			4	—	4	2, 4
39	88	4	-	-			4	—	4	1
40	80	4	-	-			3, 4	—	2, 4	4, 1
41	(昭60より60a 増)	-	30	-		キウイ7	4	—	1	4, 1
42	60	10	-	-			4	—	4	4
43	80	-	-	-			5	4	1	2
44	60	17	-	-			4	—	4	4
45	65	7	-	-			4	—	2	4, 2
46	72	10	-	-			4	—	—	4
47	64	-	8	8			4	—	1	1, 4
48	35	-	25	-			4	—	5	4
49	65	5	-	-			4	6—2	1	4, 2
50	50	18	-	-			4	4	2	4
51	65	-	-	-			4	—	1	1, 4
52	25	-	25	-			4	—	1	1, 2, 4
53	51	-	-	-			4	—	4	4
54	42	-	-	-			4	—	1	1
55	37	13	-	-			4	—	4	4
56	34	10	-	-			4	—	1	4
57	18	13	-	-			4	4	2, 4	1, 4
58	-	20	-	-			貸付地の返却	—	4	4, 2
59	4	-	-	-			4	—	2	4
60	9	-	-	-			4	4	3	—
61	-	10	-	-			4	4	4	4
62	-	3	-	-			4	4	4	4

注. 今後の農業経営の方針等の部分には、A, B, C, Dの各質問に対する以下のような選択肢からの解答を示す。

A

- ①農地拡大
- ②米以外の部門の拡充
- ③新作目導入
- ④現状維持
- ⑤縮小
- ⑥離農

B

- ①購入
- ②売却
- ③借入
- ④貸付
- ⑤作業受託
- ⑥作業委託
- ⑦不作付

C

- ①個別の相対取引
- ②農業委員が間に入る
- ③農業委員以外の第三者が間に入る
- ④集落・営農組合の話しあいを通じて
- ⑤その他

D

- ①生産・生活の欠かせない手段
- ②今のところなくても困らないが、いざというときに必要
- ③資産として所有し、値上りを期待する
- ④先祖からゆずられた家の財産なので手放せない
- ⑤その他

家 一 覧 (I 集 落)

経 営 耕 地 と 貸 借 (a)				
昭 50 耕 地	昭 55 耕地(うち 借入地)	貸 付 地	現 在	
			耕地(うち 借入地)	貸 付 地
10	32 (24)		92 (84)	
68	70		70	
49	48		48	
90	58	12	42 (20)	12
42	42		42	
125	108	17	41	85
64	36	28	36	28
30	29	120	29	120
61	56		26	30
22	25 (17)		25 (17)	
19	26 (5)		21	
14	15 (15)		15 (15)	
12	13		13	
	12		12	
11	12		12	
30	31		10	21
10	10		10	
23	9		9	
	9		9	
44	45		8	37
54	59 (48)		5	43
5	6 (5)		6 (5)	
-	5		?	
-	8		?	
				70
				37
				35
				21
				19

付表(4) 非 調 査 農

農家番号	労 働 力 構 成 と 就 業 状 態							
	経 営 主		そ の 妻		後 継 者		そ の 妻	
	年 齢	勤 務 等	年 齢	勤 務 等	年 齢	勤 務 等	年 齢	勤 務 等
㉠	56	会 社 員	54	—	27	職 員	27	事 務 員
㉡	58	シ	55	—				
㉢	83	—	60	公 務 員	34	教 員	31	—
㉣	76	—	70	(農 業)	40	?	長女38	?
㉤	41	会 社 員	38	(シ)				
㉥			60	(シ)	32	公 務 員	29	事 務 員
㉦	48	会 社 員	43	会 社 員	21	会 社 員		
㉧	65	自 営	61	自 営	長女25	?		
㉨	48	会 社 員	46	会 社 員	21	会 社 員		
㉩	63	リ ン 時	63	—	37	職 員		
㉪	39	会 社 員	35	—				
㉫	61	自 営	58	自 営	31	自 営	29	自 営
㉬	86	—						
㉭	55	会 社 員	50	会 社 員	長女24			
㉮	53	シ	50	シ	22	会 社 員		
㉯	73	—	70	—				
㉰	38	工 員	36	—				
㉱	57	会 社 員	52	会 社 員	24	会 社 員		
㉲	51	公 務 員	46	—	23	自 営	2男19	会 社 員
㉳	62	自 営	62	—	36	シ	34	シ
㉴	82	—			43	会 社 員	38	—
㉵	44	自 営 人	41	—				
㉶	49	法 人	50	—				
㉷	—		65	—				
(i)			42	自 営				
(ii)	36	教 員	37	—				
(iii)								
(iv)								
(v)								

注. 各年センサス, 「合意形成調査アンケート」. 集落代表者からの聴取り等にもとづく.

資料(1)

I 地区農用地利用規程

(目的)

第一条 この規定は、I地区の農業の振興を図るため、農用地の有効利用と農業経営の改善を促進することを目的とする。

(実施区域)

第二条 実施区域は、愛東町I地区の区域とする。

(地域ぐるみでの農用地の利用改善)

第三条 この組合は、地区内の農用地の耕作放棄、荒し作りの防止又は、解消に努めるとともに、組合員の営農志向及び自主性を尊重し、地区の条件に適した作付地の集団化及び栽培管理の改善、並びに農作業の受委託、農業機械施設の共同利用、農作業の共同化等の促進による農作業の効率化に重点をおいて、地区の農用地の利用改善に努める。

(農用地の利用構想)

第四条 農用地の利用改善と組合員の営農改善を促進するため、土地条件、土壌条件等を考慮し、かつ組合員の自主性を尊重しながら主要作物の作付地の集団化、農地の集団化の推進に努めるものとする。

2 水田については、極力連担して転作用の団地化を促進するものとする。転作団地においては、小麦を中心に極力集団化

して作付するものとする。

3 水田には、裏作としてできるだけ野菜、麦を集団化して作付するものとする。

(作付団地の実行方針)

第五条 前条の農用地の利用構想の具体的実施については、毎年組合の役員会が予じめ組合員の作付の意向を取りまとめ、これを検討、調整した上、作付団地計画を作成するものとする。

2 作付団地計画は、九月三〇日までに開催する臨時総会に諮り決定するものとする。

3 転作団地の中に自作地の大部分が入ってしまう者で団地外に代替地を希望する者に対しては、組合が代替地をあっせんするものとする。

(用排水管理等)

第六条 水田の用排水管理は、愛知川沿岸土地改良区及び営農組合が定める水利用計画に従い計画的に行うものとする。

2 水田の泥水等の漏水防止対策については、県の琵琶湖富栄養化の防止に関する条例に準じ、営農組合の指導の基に、組合員があぜよせ等を行い、漏水防止に努めるものとする。

3 農道、用排水路の持維管理は関係機関と協議の上相協力して実施するものとする。

(栽培管理の改善)

第七条 主要作物、水稻及び今後振興を図る必要のある作物、小麦の栽培管理については、品種・作期・施肥・防除・収穫等につき、町、西小椋農業協同組合、湖東農業改良普及所等が作成する栽培基準に準拠して、その改善を図るものとする。

(農作業の効率化等の推進)

第八条 過剰投資を避けつつ、農作業の効率化を促進するため、農作業の受委託・農業機械・施設の共同利用・農作業の共同化の推進に努めるものとする。

2 機械・施設の点検整備技術向上により、機械農作業の労働災害未然防止及び安全作業に努めるものとする。

(農作業の効率化の実行方策)

第九条 農作業の効率化は次により進めるものとする。

(1) 農作業の受委託の推進

ア、水稻、小麦の耕起・播種・防除・収穫については、営農組合への農作業受委託を推進して、効率的な農作業の実施を図るものとする。

イ、農作業の委託を希望する者は組合に申し出るものとする。

(2) 農業機械、施設の共同利用の推進

水稻、小麦の耕起・播種・防除・収穫については、営農

《ノート》 地域農業の組織化と農地流動化・集団的土地管理

組合の農業機械、施設（トラクター・コンバイン・施肥播種機・大型動力散布機）の共同利用を推進し営農組合の「機械施設利用規定」の定めるところにより計画的・効率的に利用するものとする。

(3) 農作業の共同化の促進

ア、水稻及び小麦の耕起・播種・施肥・防除・収穫・運搬については、営農組合を中心に共同作業を行って効率的な農作業の実施を図るものとする。

イ、共同作業については、組合の指示に協力するものとする。

(農用地の利用関係の改善)

第一〇条 労働力不足等により、自ら耕作を行うことが困難な者等は組合に申し出るものとする。

2 作付地の集団化、団地化に伴ってその農地利用について利用権の設定又は、農作業委託を希望する農地所有者は、組合に申し出るものとする。

3 前二項の場合において、組合は利用権の設定又は農作業受委託の促進等により農用地の有効利用を図るものとする。

(地力の増進と堆きゅう肥副産物の有効利用)

第一条 地力の増進と堆きゅう肥、副産物の有効利用を図るため、堆きゅう肥の施用に努めるとともに、稲・麦ワラ・野

菜・残さ等は、家畜飼料・堆肥材料等として、その有効利用を図るものとする。

資料(2)

愛東町農業振興地域整備計画管理要綱

2 堆きゆう肥・稲・麦ワラが必要な農家又は糞尿処理を必要とする農家若しくは稲・麦ワラ等の余剰のある農家は組合に申し出るものとし、組合は交換等のあつせんに努めるものとする。

(目的)

(相互協力等)
第二二条 組合員は、相互理解と信頼により、地区の農業振興並びに農用地の有効利用及び農業経営の改善に一致協力して取り組むものとする。

第一条 当町では、農業経営の合理化や生産性の向上を図るため、土地基盤や近代化資本整備の確立など農業を基幹とする総合的な農業振興を展開していることから、地域農業発展の面からも優良農地の確保、拡大に努めるとともに、極力他用途への転換を防止し、又ほ場整備によって新しく生まれ変わった農地を農業の近代化と土地の高度利用を図ることにより農業の健全な発展と町土資源の合理的な利用に寄与することを目的とする。

2 住みよい愛の田園(まち)づくりのため、地区の生活環境の改善に努めるものとする。

(整備計画の管理)

3 婦人労働の軽減を図るとともに、農村生活改善のため、婦人グループ活動の推進に協力するものとする。

4 実施区域内の農用地等の整備を図るため、基盤整備事業等の推進に努めるものとする。

第二条 整備計画で定められた事項については、保全と計画の実施に努めるものとするが、経済事情の変動、その他情勢の変化により計画の変更を必要とする場合は次により見直しを行う。

(細則)

(1) 特別管理

第一三条 この規程を実施するために必要な細則は組合が別に定める。

整備計画策定後の経済事情の変更やその他の情勢に対応した計画の実効性を確保して、その達成を期するため、三年ごとに計画を見直す。

(I 集落営農組合、昭和五六年)

(2) 一般管理

農用地区域内にある土地の農業上の計画的な利用の確保を図るとともに、農業生産基盤及び農業近代化施設の整備計画並びに各種公共事業の計画的な誘導を図るため、次に該当するものについては、毎年一回その見直しを行う。

ア、農業用施設用地に係る変更

イ、公用公共用施設に係る変更

ウ、農用地区域への編入に係る変更

(集落の協定)

第三条 集落の土地利用を大字住民の合意の基に集落土地利用協定書として締結し、町長に提出するものとする。

(見直しの基準)

第四条 第二条の(1)の見直しに当たっては、次に掲げる事項を基準とする。

- (1) 除外する土地の規模は必要以上に過大でないこと。
- (2) 農用地区域外に代替えすべき土地がないものであること。
- (3) 農地の集団性が保たれ、なおかつ、土地利用の混在が生じないこと。

(4) 農用地区域の利用上の支障がないこと。

(5) ほ場整備を実施した農地は原則として除外しないこと。

(調整)

第五条 第四条の(1)から(5)に規定する基準をみたし、かつ次の

《ノート》 地域農業の組織化と農地流動化・集团的土地管理

調整を完了したものに限り、整備計画を見直すことができる。

(1) 集落土地利用協定書との調整

(2) 関係土地改良区及び町土地改良課との調整

(3) その他必要と認める調整

(整備計画の見直し事務手続)

第六条 整備計画の見直しは次の要領により行う。

(1) 予備協議審査

区長は、整備計画の見直しをしようとするときは、まず、大字住民等と十分見直し案件について調整したうえ、町長へ集落土地利用協定変更書を提出すること。

ア、指摘事項

町長は、集落土地利用協定変更書の提出があったときは、関係課等の意見を参考に予備審査を行い、他法令許可等必要とする案件については、あらかじめその関係機関の承認が得られるかどうか確認するよう指示する他、必要な指摘を行う。

(2) 本協議審査会

町長は、予備審査を完了した案件について、本協議審査会を開催し、協議調整を行う。

(審査会)

第七条 整備計画の見直しにおける審査を適正かつ公平に行う

ため町に審査会を置く。

(審査事項)

第八条 審査会は同基準第四条の(1)から(5)にかかるすべての要件について、総合的に審査し、見直しの適否を決定する。

(構成)

第九条 審査会は地域開発審議会の委員をもってこれに当てる。

(整備計画変更案の進達)

第一〇条 町長は、整備計画の変更案について、異議がないときは、愛東町農業振興地域整備計画予備協議書を県へ進達する。

(同意・認可)

第一一条 県の認可が得られた事案については、法律に基づく手続き完了後、区長宛文章でもって通知する。

尚、農業振興地域の整備に関する法律の手續が完了した事案についても、他法令の手續きを完了した後において現状の変更を行うものとする。

(細目)

第二二条 町長は、農業振興地域の整備に関する法律及びこの要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は昭和五九年九月二十七日から施行する。

資料(3)

集落土地利用協定書

農業の健全な発展と優良農地の利用について、集落土地利用計画として定め、集落ぐるみで保全していくため、集落全員の合意として表わすため、下記協定を締結する。

記

(集落土地利用計画)

第一条 集落土地利用計画は、別添土地利用計画図のとおりとする。

(計画の管理)

第二条 集落土地利用計画は、前条の土地利用計画図により、区長が管理するものとする。

(計画の協定者)

第三条 集落土地利用計画の協定者は、大字の農地を所有する者とする。

(計画の協定期間)

第四条 集落土地利用計画の協定期間は三ヶ年として固定する。(計画の変更)

第五条 集落土地利用計画に次の案件で万一変更が生じた場合は区長に申し出るものとする。

(7) 農業用施設用地に係る変更

(4) 公用公共用施設に係る変更

(5) 農用地区域への編入に係る変更

(計画の見直し)

第六条 集落土地利用計画の見直しについては、協定期間三ヶ年を経過した時点で全体計画も見直し、前条の変更に該当するものについては、毎年一回その見直しを行うものとする。

(協議)

第七条 区長は変更の申し出があった時は、区役員、土地改良区、農業組合、営農組合、農業委員等関係者と協議し調整するものとする。

(厳守事項)

第八条 集落土地利用計画の作成、見直し、変更及び管理に当っては、次に掲げる事項を厳守する。

(1) 除外する土地の規模は必要以上に過大でないこと。

(2) 農用地区域外に代替えすべき土地がないものであること。

(3) 農地の集団性が保たれ、なおかつ、土地利用の混在が生じないこと。

(4) 農用地区域の利用上の支障がないこと。

(5) ほ場整備を実施した農地は原則として除外しない。

(6) 大字で定めた集落土地利用計画については厳守する。

(7) 集落土地利用計画に基づいて最大限の利用を行う。

(8) 白地との調整が必要となった場合は相協力するものとする。

地域農業の組織化と農地流動化・

集团的土地管理

田 畑 保

本稿は「営農主体」特研のグループによる滋賀県愛東町調査の調査報告の一部であり、愛東町の農業の実態の分析を通じて地域農業の組織化と農地流動化・集团的土地管理とのかかわりの問題を考察し、地域農業の構造を土地問題の側面から検討することを課題としている。そこでの問題は、一つは地域農業の組織化と農地流動化が地域農業の種々の態様の中でどのような関連をもつて展開しているかという問題であり、もう一つは集团的土地管理の取組みが地域農業の組織化とどのような関連をもつてすすめられているか、という問題である。

前者の点では、地域農業の組織化は一般的には農地流動化に抑制的に作用すると考えられる。現に愛東町の事例でも、集落ぐるみの営農組合がⅡ兼農家の農業を支え、貸貸借はあまり進んでいない集落と、営農組合が衰退し借地大経営が形成されてきた集落という対照的なタイプの集落の存在が検出された。その限りではさきの一般的傾向はここでも確認できる。

しかしそれは総ての場合にそうであるわけではない。両者が

併進的なタイプの集落も存在しているのである。ここでは専業的農家層を中心としつつも集落ぐるみ、専兼ぐるみの参加で運営される営農組合が集落の農業をささえ、その面で兼業稲作維持・貸借抑制的に作用しているが、他面そうした営農組合の体制が労働力条件等で農業維持が困難になったとき営農組合を仲介として安んじて農地を貸付けに出せる状況をもつくり出している。こうした条件のもとで集团的であることと借地展開的であることが併進的に進んでいるのであるが、両者が結びつく条件として専業的農家が層として存在し、そさい作も導入して複合経営的な展開をはかり、稲作だけの突出的な借地大経営を志向していないことも重要な点である。

後者の問題に関しては、ここでは営農組合の活動を基盤として集団転作・集落の土地の保全と有効利用、営農組合による主要作業の編成、所有権と利用権の調整等集团的土地利用・土地管理としてとらえられる動きが、地域農業の組織化の動きと結びついて生まれている。集落レベルでの集团的土地管理の動きである。

他方、町村レベルでも農地の公的管理・農地の大枠を守り、農地を保全する取組みがなされており、集团的土地管理においては集落レベルでの取組みと町村レベルでのそれとが相互に支えあう関係にある。